

平成24年第2回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成24年6月12日）

---

（午前9時54分 開会）

開会・開議宣告

○議長（山崎数彦君） おはようございます。

ただいまから、平成24年歌志内市議会第2回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則により、会議録署名議員に2番川野敏夫さん、5番原田稔朗さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（山崎数彦君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から6月14日までの3日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

○議長（山崎数彦君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

渡部議会事務局長。

○議会事務局長（渡部一幸君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案6件、報告3件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成24年第2回臨時会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。  
次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。  
以上で、報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

## 報 告 第 7 号

○議長（山崎数彦君） 日程第4 報告第7号専決処分の承認を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ー登壇ー

報告第7号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

専決処分の理由は、平成24年4月24日に発生した文珠地区土砂災害による河川への土砂等流入に伴い、河川清掃を行う必要が生じました。また、同災害により故障した消防自動車について、予算措置範囲を超える修繕が必要であることが判明しました。このため、予算補正を要することになりましたが、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分をしたものです。

次ページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

一つ、平成24年度歌志内市一般会計補正予算（第3号）。

次ページをお開き願います。

平成24年度歌志内市一般会計補正予算（第3号）。

平成24年度歌志内市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億3,520万円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

3款民生費1項社会福祉費2目災害救助費13節委託料28万8,000円の増額補正は、河川に流出した土砂を救護施設横の仮置き場から旧文珠埋立処分場入り口の空き地へ移動する前の土壌調査委託料であります。

次に、9款1項とも消防費1目常備消防費11節需用費105万2,000円の増額補正は、土砂災害出動時に故障した消防6号車の追加修繕料であります。この消防6号車の修繕につい

ては、一般会計補正予算（第1号）において106万7,000円の修繕料を予算措置したところですが、契約前の詳細な事前点検の過程で、当初の予定に反し、追加修繕の必要が生じたものであります。なお、消防6号車修繕の最終見積額は211万9,000円となり、既定予算額106万7,000円との差額105万2,000円を追加補正するものであります。

また、追加修繕の主なものは、消防ポンプスイッチユニット及びABSユニット取りかえ、セルモーターユニット及び発電機ユニット分解修理等であります。

次に、11款災害復旧費1項土木施設災害復旧費1目応急対策費11節需用費37万8,000円の増額補正は、土のう袋2万枚の購入費であります。15節工事請負費388万5,000円の増額補正は、土砂が河川に流出したことによる河川清掃、ごみ搬出及び運搬工事費であります。

次に、15款1項1目とも予備費360万3,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものです。

続きまして、事項別明細書の歳入を御説明いたしますので、2ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳入）。

19款諸収入4項8目とも雑入11節自動車損害共済収入200万円の増額補正は、歳出に計上いたしました消防6号車修繕料にかかる全国市有物件災害共済会損害共済収入であります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 1件だけお伺いをいたします。

歳出の3ページ一番下の工事請負費でございます。災害の関係は、よくわかります。そこで、今までの経過を見ると、議会でもそれぞれ各議員さんが、河川の清掃についてはということで何回も質問した経緯がございます。そのときの建設課長の答弁では、河川については道の関係であるので、答弁といたしましては、道に申し入れますというか、相談しますというような答弁でずっと来たのです。それで、先ほども私言いましたように、災害ということが、特殊でございますけれども、この河川の清掃については、災害があったからやったのだよということだと思っておりますけれども、今後のこともありますので、そうしますと、今までどおり、河川の清掃については、市民から要望があった場合に、やはり今までの答弁のとおり、道の関係だから道に申し入れますよと、こういうことになるのか。

それからもう一つは、この災害の関係で工事請負費、これは、なぜ市費で全部、全部かどうか知らないけれども、市費で見なければならぬのか、道と話し合いをしてこういう結果になったのか、お伺いをいたします。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） まず、1点目の質問でございますけれども、清掃ということにつきましては、今まで北海道にお願いをして北海道にやっていたのではないかとということでございますが、一般的な、今まで私が答弁させていただいている部分については、土砂の堆積についての土砂除去ですか、これについては北海道にお願いしながら、中洲の除去とか、河川の堆積土砂のしゅんせつという部分でお願いしている経緯がございます。

一般的な清掃につきましては、通常、市民の皆さんが町内会単位等で清掃ということが一般的でございますが、今まで北海道さんに清掃という部分でお願いした経緯はなかったかと思えます。今回、やはり土砂崩壊の一部に家庭のごみが混入されておりまして、それが河川に堆積

といますか、張りついたということでございまして、これについては、うちだけではなくて北海道のほうも、下流のほうからこういう清掃も含めて、大きな流木とか、そういう物件については撤収していただいているところとございまして、今回これにつきましては、家庭のごみが農家の取水に影響を及ぼすことから、これについては当市のほうでやったということでございます。

また、この工事の今後につきましては、これは今回、そういう今までの土砂しゅんせつとは違いまして、この災害に伴って歌志内市の生活していただいごみの一部が混入したということで、今回はこういう形で工事をやったところとございまして、今後につきましては、土砂しゅんせつにつきましては、北海道のほうにお願いすることになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 歳出の3ページの中で、質疑をしたいと思っております。

まず、災害救助費の委託料の関係ですが、この土壤調査委託料、可決して、当然委託するのだろうと思っておりますけれども、これはいつごろ、まずその委託をする考えか。

それと、その委託の内容ですね、この土壤の委託する内容、これはどういう種目を委託するのか、それが1点。

それと次に、消防関係でございますが、消防自動車の構造は、エアクリーナーは下部のほうについているのは、知っている人は当然、当初から知っているのですけれども、私も自動車の整備工場でフロントの経験もありますから、ある程度承知しております。

そんなことで、今回の補正なのですが、当初、やはりエンジンがいて、その周り、俗に言うジェネレーターからセルモーター、いろいろな関係が、当然、水の損害を受けているということは恐らく知っていたと思うのです、整備工場も見ていて。それで、当初、見積もりが載ってこなかったというのがちょっと疑問なのです。そういう整備工場を信頼していいのかどうかというのが、ここで一つ疑問を持つわけですよ。本来であればエンジンに、やはりエアクリーナーからエンジンに水入ってしまうと、当然もう、もちろんエンジンはだめになるし、エンジンだけでも大体大型、中型、リンク品は別としても、百二、三十万、大体、整備にかかります。そんなことも考えていきますと、当初、このセルモーターからユニット関係、なぜ発見できなかったのか。このことについては非常に疑問を持ちますので、消防長、当然、消防自動車を整備工場に打ち合わせの中で点検に行っていると思うのですよ、どこが悪いかは。その中で、取りかえていくのには幾らかかるのだとか、そういう打ち合わせをしていると思うのですが、そういうことが当初なかったのかどうか。そのことについてお聞きしたい。

それから、今回の補正では、電気周りの関係の補正なのですが、何か金額的に非常に私は随分高いなという感じがしているのですが、これに付随して、いろいろ見積もりには細かく出ているのだろうと思っておりますけれども、大きくこれがいったのだと。脱着料だとか、いろいろ、もちろんかかりますね、調整だとか。だけれども、何となく補正の金額を見ていて、ちょっと高いなという感じがしているのですが、先ほども言ったように、この整備工場、信頼できるのかどうかというのが私ちょっと疑問を持っているところなのです。当初の発見できなかったことからいってですね。このことについて、お答えしていただきたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 土壤検査の関係について、私のほうから御答弁申し上げます。

いつごろ実施したのかということでございまして、この部分につきましては、御存じのとおり

り、親愛の家の横のところに土砂を仮置きしておりまして、付近に人家が多く、臭気も発生していましたので、早期にほかの場所に移転する、または分別することが必要だというふうに考えておりました。それで、その部分につきまして、北海道の空知総合振興局に事前に相談したところ、重金属等の溶質検査を事前に、移動する前にすることが適当であるとの助言をいただきまして、早急に土砂の溶質検査をすることにいたしました。したがって、専決したのは5月17日に専決させていただいております。

それと、どういう項目かということでございますが、検査項目としましては、道から言われましたのは排出基準ということでございましたが、土壤汚染対策法に基づく25項目と、環境基本法に基づく河川環境基準項目の26項目、合わせまして43項目の検査をしております。

○議長（山崎数彦君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 消防車両の件でお答えいたします。

当初、水没によりエンジンが故障したため、エンジンをメインとしての修繕を完了すると思われており、当初の見積額となったものでございます。しかし、消防車両には特殊な部品が装備されており、ぬれていた部品を乾かし、作動試験を詳細に行った結果、不良箇所が発見されたということでございます。

補正予算の説明にもありましたが、消防ポンプスイッチユニットにつきましても、特殊な部品で修理不能のため、ユニットすべての交換が必要とされ、メーカーにも確認をしたところ、高額なため、当初の予算に反して見積額が増額したものでございます。また、消防車両は作り込みの部品が多く、特殊車両で、一般車両とは違うことが今回の要因となったものでございます。

修理工場が信頼できるかという件でございますが、当初、消防としては、やはり特殊車両だということで札幌の艤装メーカーに確認をいたしました。ですが、なかなか修理期間が、すぐにはできなくて大幅にかかると、そんなこともありましたので、消防車の車検にも実績のある工場を選定したということでございます。また、金額につきましては、ポンプユニットが約25万円、ABSが約36万円、その他セルモーターなどが10万円近くいたしますので、このような金額になったということでございます。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 土壤の調査委託の関係なのですが、43項目を依頼したと。その結果はどうなっているのか示してください。

それから、消防のほうなのですが、事情、今、消防長から聞いてわかりました。それで、修理ではなくにして、すべてアッセンブリで取りかえたというので理解してよろしいのか。そうであると、金額も、アッセンブリだとわかりますので、大体そのぐらいになるだろうと。その辺をもう一度お答え願いたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 土壤検査の結果でございますが、速報値でございますが、43項目すべて基準内でございます。

○議長（山崎数彦君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） すべてアッセンブリと。ただし、セルモーター関係に関しましては修理して使うということでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 歳出3ページの災害復旧応急対策費なのですけれども、清掃を行ったということで、市の職員さんが結構な方々が出て、時間を見ながら清掃をしていたという話は聞きました。いろいろ予算のそれで押さえたりとかしているのかなという努力が見られたので、大変頑張っているなと思っていたのですけれども、ごみがどれぐらい出ていたのか。また、今後どれぐらいまた出てくるのかを聞きたいのと、あと、この4月24日以降に、ほかの市にどれだけごみが流れているかとかという苦情というのですか、何かそういうのは、うちのほうには入っているのですか。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） ごみの量がどれぐらい出ていたかということなのですけれども、ちょっとわからない部分が正直ございます。ただ、土壌の部分で、堆積していた土壌、この部分につきましては試験的にどれぐらいごみが含まれているのかということで分析しまして、おおよそ重量割で14%ぐらいのごみがあります。そのほかに、河川で拾ったごみがございまして、業者さんの話ですと、大きい土のう袋、それが50袋、あと、市の職員で拾った部分とか業者さんの部分についてはちょっと数え切れない部分がありますので、その部分についてはちょっと把握をしております。

あと、他市町村からの苦情があったのかということでございますが、私どものほうには今のところ届いてきてはおりません。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 市のほうで、今回の災害で出たごみというのは大体のことだと思うので、その辺の大体の数量というのですか、そういうのをきちんと把握しておかないと今後問題になるのではないかなと思うのですけれども、あと、ごみ処理の問題があるのではないかなと思うのですけれども、その辺の指導はどういうふうにすべきなのですか。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） ごみのまず数量の部分でございますが、最終的には最終処分場のほうに入れる形になります。その部分で、重量が把握できることになります。

あと、ごみの処理の指導ということでございますが、今回流出した、恐らく家庭のごみだと思うのですが、その部分につきましては、処分場ができる前ですとか、廃掃法ができる前に、家庭のごみを近くのところで、法律上その部分ではそういう縛りがなかったものですから、処理されていた部分が流出したのではないかというふうに考えております。ですから、それ以外の部分、新しい法律になってからの部分につきましては、ごみの分別につきましては、広報等によりまして適正に分別するようにお願いをしているところでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 1点だけ確認をしたいのですけれども、消防6号車の修理分ということで、結果的に総額が211万9,000円と。前段の行政常任委員会の報告のときの説明で、一応共済のほうの保険請求は100%を求めるということでしたけれども、現在、この200万円が共済から支出されていると。使った金額が119万円が持ち出しということになるのですけれども、この保険金額200万円が限度額ということなのですか。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 消防6号車の最終の修繕見積額は、211万9,000円でございます。それで、保険のほうからは200万円が支払われるということで、差し引き11万9,0

00円が市の持ち出しということになります。それで、この200万円というのは、この消防自動車の減価償却された後の現在の共済責任額ということでございます。だから、200万円限度額全部をこれに充当をしていただくということでございます。

以上です。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第7号について採決いたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第7号は、報告のとおり承認されました。

## 報 告 第 8 号

○議長（山崎数彦君） 日程第5 報告第8号平成23年度歌志内市繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ー登壇ー

報告第8号平成23年度歌志内市繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

次ページをお開き願います。

平成23年度歌志内市繰越明許費繰越計算書、これは平成24年第1回定例会において補正いたしました繰越明許費の繰越計算書についての報告であります。

1、一般会計、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費。事業名、外国人住民に係る住民基本台帳システム改修業務。金額、819万円。これは、住民基本台帳法改正に伴い外国人住民の登録を行うためのシステム改修業務であります。国の動向により、移行措置の基準日が平成24年5月に設定されたことにより、システム改修時期についても平成24年度の実施になることから事業費全額を繰り越したものであります。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第8号は報告済みといたします。

## 報 告 第 9 号

○議長（山崎数彦君） 日程第6 報告第9号株式会社歌志内振興公社第29期事業報告及び

第30期事業計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君）　－登壇－

報告第9号株式会社歌志内振興公社第29期事業報告及び第30期事業計画について。

株式会社歌志内振興公社第29期事業報告及び第30期事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり御報告申し上げます。

1ページをお開き願います。

第29期事業報告でございます。

事業の概況の（1）高齢者健康センター「うたしないチロルの湯」事業についてであります。市の観光拠点である施設を譲り受け、健康と温泉、食をテーマとして施設利用者の集客増加を目指し、5年目の運営に取り組んでまいりました。

また、市からの温泉施設利用促進事業及び施設整備事業、中村共同浴場廃止に伴う入浴料助成事業などのほか、最終年度でありますふるさと雇用再生特別対策推進事業に係る地場産品料理創作提供事業の委託継続を受け、健全経営に向け努力したところでありますが、東北地方の大震災の影響や長引く景気低迷などにより社会的情勢が安定しないことから、春先の観光地への出控え、宴会等の縮減などもあり、前年度より利用者が下回る結果となりました。

さらに、燃料費の高騰、施設老朽化に伴う修繕費の増高などがあり、運営に大きな影響があったところでございます。

そのため、体制の見直し、経費節減、人員不補充等の各種合理化の実施及びプレミアム入浴回数券の発行、宴会、レストラン、レストランメニューの見直しなどによる自助努力を行ってまいりましたが、安定経営には至らなかったところであります。

次に、平成23年度における利用状況でございますが、入館者が11万4,365人で前年比1万1,312人の減、宿泊者は4,443人で前年比306人の減となっています。

次に、（2）社員等に関する事項でございますが、平成24年3月31日現在の社員等の内訳は、月額者5人、臨時職14人の計19人でございます。

次の（3）事業収支に係る事項につきましては、後ほど御説明申し上げます。

2ページに参りまして、（4）の庶務事項につきましては、定時株主総会1回、取締役会3回を開催し、記載の案件をそれぞれ処理したところでございますが、その内容については説明を省略させていただきます。

次に、3ページに参ります。

第29期平成23年度株式会社歌志内振興公社貸借対照表でございます。

初めに、資産の部ですが、流動資産は1,150万5,528円、固定資産は2億3,809万5,238円で、資産合計は2億4,060万766円でございます。

負債の部につきましては、流動負債が1,141万1,919円で、負債合計も同額でございます。

純資産の部につきましては、株主資本が2億3,818万8,847円で、純資産合計も同額でございます。よって、負債・純資産合計は、2億4,960万760円となります。

次に、4ページに参ります。

第29期平成23年度株式会社歌志内振興公社損益計算書でございます。売上高は1億708万3,376円で、売上原価は売店等の商品繰越であります期首棚卸高51万968円と、食材等の仕入高2,027万3,374円の合計2,078万4,342円となり、棚卸資産であり

ます期末棚卸高の51万6,354円を差し引いた2,026万7,988円となったことから、売上総利益金額は8,681万5,388円となり、販売費及び一般管理費の1億2,991万6,968円を差し引いた4,310万1,580円が営業損失となり、これに営業外収益である受取利息622円と市からの各種補助金及び雑収入4,916万8,714円を加え、606万7,756円が経常利益となります。これに、法人税等充当額32万2,000円を加え、574万5,756円が当期純利益となりました。

次に、5ページの販売費及び一般管理費でございますが、これにつきましては説明を省略させていただきますが、次の6ページに販売費及び一般管理費の決算状況として、前期28期及び今期の29期を対比いたしました決算内容につきまして、税込み額の資料を加えて報告させていただきますので、お目通しのほどお願い申し上げます。

次に、7ページの株主資本等変動計算書でございますが、資本金につきましては、前期末残高4,200万円で変動がなかったことから、当期末残高も同額となります。資本剰余金につきましても変動がありませんので、期末残高の2億5,000万円が当期末残高となります。利益剰余金につきましては、当期首残高マイナスの5,955万6,909円に当期純利益の574万5,756円を加えた当期末残高はマイナス5,381万1,153円となり、この結果、株主資本合計並びに純資産合計は前期末残高2億3,244万3,091円、当期変動額合計574万5,756円で、当期末残高は2億3,818万847円となりました。

8ページの監査報告については、説明を省略させていただきます。

次に、第30期の事業計画につきまして御説明申し上げます。1ページをお開き願います。

第30期（平成24年度）株式会社歌志内振興公社の事業計画は、次のとおりとする。

1、基本方針は、うたしないチロルの湯、アリーナチロルを活用した各種健康増進事業を積極的に展開するとともに、市内の観光施設である道の駅、スキー場、郷土館等との連携により、施設の経営安定化に努め、地域経済の振興と住民福祉の向上を目指すものでございます。

引き続き、市からの活性化推進事業の各種補助を受け、利用者増員を図るための付加価値をつけたサービスの提供に努め、新規客、リピーターの確保と衛生管理の徹底及び食事改善を重点に取り組んでまいります。また、開設から20年を迎えることから、記念事業を行うとともに、利用者の声を聞く場を設けるなど、今後の施設運営について検討をしております。

なお、運営経費におきましては、依然として高騰を続ける燃料費及び賄い材料費等の減額に努め、各部門の兼務体制を維持し、人件費の圧縮並びに施設管理の節減を図ってまいります。

2、部門別事業計画の概要ですが、（1）温泉（日帰り）事業につきましては、日帰り入浴利用者にあっては好評である特別回数券の発行、送迎バス事業、貸しタオル事業等の継続実施と衛生管理に努めてまいります。また、泉質のよさを最大限アピールし、飲食との連携によりリピーターの確保と新規客の開拓に取り組めます。

（2）宿泊事業につきましては、地場産品・道産食材を多く取り入れた安全、安心な料理の提供と満足をいただける接客に努めてまいります。また、宿泊食の改善に努めるとともに、廉価な価格設定により団体、ビジネス客等の確保に努めます。

（3）レストラン・宴会事業につきましては、レストラン食の改善や地場産品、道産食材を使った季節感のある宴会メニューの創造に努め、集客を図ってまいります。また、地場産品普及啓発事業（家庭で楽しむ空知の食材）の実施により、参加者から食に関するアンケート調査を実施しながら改善に努めてまいります。

（4）多目的アリーナ事業につきましては、利用促進を図るため、各種競技団体の道連や高連、協議会等のスポーツ組織に対し、合宿誘致のPRに努めます。また、グループによる宿泊

利用のPRに努め、スポーツ競技愛好者への利用促進を図ります。

(5) 20周年記念事業であります。ことしの12月に、開設から満20年を迎えることから、利用者への記念事業を計画してまいります。

3、収支計画ですが、次ページにありますように、事業収益は、営業収益1億2,677万6,000円、営業外収益1,670万1,000円の合計1億4,347万7,000円で、事業費用の営業費用は1億4,331万2,000円を予定予算とし、3ページにその予算実施計画、並びに説明書として収支及び支出の内訳を科目ごとに税込みであらわしましたので、お目通し願います。

以上でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(山崎数彦君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番(原田稔朗君) 私、この振興公社の件につきましては、議会のあるごとに質疑をさせていただいております。その中で、私の感覚でございますけれども、さっぱり改善されていないような気がいたします。そこで質疑をさせていただきます。

2ページの取締役会で、3回やっております。それで、この議案を見ますと(株)歌志内振興公社の運営についてということで、3回ともそうなっております。そこで、この3回について、それぞれ取締役会で運営についてのどんな協議があったのか、具体的にお伺いをしたいと思います。

それから次でございますけれども、実は第2定で、市長の答弁では、1カ月あるいは2カ月に1回の取締役会を開催し、営業状況、さらには資金計画等を取締役会で協議するとの答弁がなされております。にもかかわらず、28期では6回開催されておりますけれども、29期、先ほど申し上げましたように、3回だけでございます。これらのことで、実際に振興公社の運営がうまくなされているのかをお伺いいたします。

それから、次に、24年度の早期に抜本改革をしなければならないということで、これも市長の答弁でございます。そこで、その抜本改革について取締役会で協議がされているのかいないのか、お伺いをしたいと思います。

それから、次に、私の質疑に対して答弁があったのですけれども、この振興公社の営業内容については、市民に広く公表をするという答弁をいただいておりますけれども、これもいまだになされていない、こういうことでございますので、その辺もお伺いをしたいと思います。

次に、4ページに参ります。

損益計算書でございますけれども、下のほうに、当期純利益金については570云々と書いてあります。これは、恐らく、市から当初予算で1,000万円でしたか、それから3月の議会で2,000万円の補助をした結果、このような数字になったのではないかと思います。そこで、中ほどにございますけれども、販売費及び一般管理費、営業損失金額、これは、営業外収益を除けば、ここで4,310万何がしの、私は赤字だというふうに考えておりますけれども、そうしますと、28期では、この赤字が2,933万円何がしということになります。そこで、28期と29期を比較いたしますと、約1,377万1,000円ほどふえておりますけれども、こういう考え方でよろしいのかお伺いをいたします。

次に、6ページでございます。

細かいことを言うと、いっぱいありますけれども、下から3番目ですか、委託料、29期の決算で810万円とありますけれども、私の記憶では当初予算で720万円だと思うのですけれども、決算でこれだけふえているということは、何の理由があつてふえたのかをお伺いした

いと思います。

それから、30期の事業計画と予算でお伺いをいたします。

これにつきましても、細かいことを言えばいっぱいあるのですけれども、実は私、去年もこの予算については指摘をしているはずでございます。というのは、歳入について、予算を組むときは、26ページかな、29期の決算が出ております。それで、決算を参考にして普通は予算を組むのではないかということで、去年もこれを指摘しております。ところが、今年度の30期の予算を見ますと、歳入ですけれども、入館料あるいは宿泊室料、それから料理とか、こういうものが決算より膨らんでいるというのかな、そういう予算を計上しております。

それで、去年もそういうことで指摘をいたしましたけれども、結局は、予算を組んだけれども予算どおりいかない、赤字ですよという結果になったのだと思うのです。それで、30期もそういう考えでやっていくのか。私はやれないという気がしているのです。その辺をお伺いをしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） まず1点目でございますけれども、庶務事項であります取締役会の内容等の関係でございます。

公社運営ということで、この部分につきましては、29期の運営状況が、特に春先の状況から、途中好転はしておりますけれども、最終的に非常に芳しくないという状況から、その中でいって決算見込み等の部分が資金ショート的な部分があり得る可能性があるということで、取締役会の中で29期の運営と、それから、その後の部分についての関係について、それぞれこの中で論議をしたところでございます。すべての内容について、その案件、運営に関する29期の運営状況とその後の部分ということでございます。

それから、去年の2定の部分での御質問の中での取締役会の状況等につきましては、小まめな形での運営と、取締役会の開催ということでありましたけれども、結果として、回数につきましては御報告のとおり結果となったところであります。その辺につきましては、おわび申し上げたいというふうに思います。

それから、その中で同じく24年の早期に抜本的改革という形の部分でございますけれども、これにつきましては、24年度に入りまして、決算の状況からし、この部分について、この後、早期に、改革につきましての関係につきましては、市民の声を聞くなど、内部、外部的な部分の声を聞きながら改善策につきまして早期に検討をしております。

それから、営業内容の公表でございますけれども、これにつきましては、本議会報告後しかるべき形での広報のほうに公表をしていきたいというふうに思っております。

4ページの部分の、当期純利益の関係でございますけれども、これは議員の御質問のとおり、当初1,000万円、それから3月に2,000万円の補正を認めていただき、前々期の部分での赤字の部分を含めた形での解消をさせていただいた結果、このような形の数字となったところでございます。

それから、営業損失の部分での一般販売費及び一般管理費を差し引いた部分での実質営業損失金額の4,310万1,580円につきましては、売上高から経費等を差し引いた部分でございますので、実質の営業損失金額というふうにとらえていただいて結構かと思っております。これらにつきましては、前期との比較で約1,377万円ほど増となっておりますけれども、これは、事業経費のほうはさほど変わっておりませんので、言うなれば売り上げが落ちたということが要因かと思われれます。

それから、6ページの委託料の関係でございますけれども、29期の4月からはティ・エス

のフードシステムへの業務委託という形で体制を変えたところでございます。ティ・エス委託会社への委託料といたしましては、60万円掛ける12カ月、720万円でございます。そのほかに、最終年度でありますふるさと雇用再生事業の関係で、地場産品創作事業に伴いますオブザーバー料という形での部分で、この業務に係る料理へのアドバイスの的なものがありますので、その事業経費の部分が増となったものでございます。これについては、その前までは違う業者で行ってございましたけれども、調理人の変更があったことから、それらについて同会社へこの業務についても委託したものでございます。

それから、30期の予算編成に当たる考え方についてでございますけれども、確かに歳入の部分で、入館、宿泊、料理等については、今期決算より上回る形の部分でさせていただきました。入館につきましては、前々期の部分での決算額より若干少な目の部分での予算計上としたところでございますけれども、報告で言っているとおり、特に23年度の29期におきましては、大震災の影響などがあり、4月から6月までの3カ月については、非常に、まれに見るような形での、入館、売り上げ、それぞれに影響があったところでございます。前々期並みの数値を、営業努力等によりまして期待をし、それらの予算を計上したところでございます。

宿泊料につきましても同様の状況の内容から、前期並みの部分での売り上げを見込み、それらを予算計上したところでございます。

料理等につきましては、同じ理由でございますが、春先は非常に自粛とか、団体のキャンセルだとかがあったり伸び悩んでおりましたけれども、中盤から後期につきましては、前年より月額で25万円、いいときには50万円弱の売り上げが料理で伸びておりますので、それらを加味した結果、営業努力も必要となりますけれども、一番改善できる本施設での可能性がある部門というふうな形で思っていることから、このような形での予算計上をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） いつもそうなのでございますけれども、この件につきましては、御承知のとおり3回しか質問できないのですよ。それで、やはり質疑をしたことについてきっちりと御答弁をお願いしたいのです。

それで、先ほど取締役会について、振興公社の運営について、私はこれ3回やっているけれども、それぞれの取締役会で何をやったのかということで聞いたはずなのです。それで、今、何か3回とも、赤字の解消というのかな、赤字が出たので、そういうことを協議したと、こういうような答弁でございます。しからば、この30期の事業計画書、それから収支及び予算書、これについてはいつの取締役会で決定をしたのか。ということは、私は2月17日から2月27日に、この30期の事業計画とか予算を決定したのだと思ったのです。そうしたら、今、答弁がなかったものですから、もし、取締役会で決定をしていないとすれば、だれがつくってだれがやったのか、それで会社の運営ができるのかということ、再度お伺いをしたいと思います。

それから、抜本改革でございますけれども、市民の声を聞くとか、外部の人の声を聞くとかというようなことの御答弁がありました。私は、この抜本改革については、庁内の関係者では、中長期的なことも含めた抜本改革だと思っておりますので、庁内ではできないのではないかなというような気がいたしております。そこで、北海道エアシステム、これはHACですか、これでは外部の監査法人に委託をして、報告を求めて、その報告によって、また道の委員会というのですか、そういうところで検討をしている経緯がございます。そういうことで、私はやはり

こういう正式な外部の監査法人に委託をして、中長期的なことも含めてやるのがいいのではないかというふうに考えております。その辺の答弁もいただきたいと思います。

それから、今、答弁では市民の公表ということで、これが出たらやりますというようなことの答弁がございましたけれども、相当前からこの会社については赤字なのですよね。そうすると、これが済んでからということになりますと、29期の分をやるのかなという気がするのです。やはり市民が税金を投入しているわけですから、市民に、29期と言わず、2年も3年の分もやはり公表すべきでないかと。今、こういう状態ですと、そういうことをしないと、この前の質疑でやりましたけれども、市民は本当にこの振興公社の営業状態はほとんど知らないのではないかという気がするのです。そういうことで、お伺いをいたします。

それから、この30期の予算ですけれども、取締役会にかけていないとすれば、私は会社の運営をどうするのかということは全く考えていないのかなという気がするのです。というのは、取締役何人いるかわかりませんが、恐らくこの事業計画、あるいは予算を取締役会にかけてとすれば、当然、けんけんがくがくの意見が出たのではないかなという気がするのです。そういうことで、はっきりと御答弁をお願いいたします。

なお、この事業計画を見ますと、余り細かいことを言っても仕方ありませんけれども、賄い材料費の減額に努めと、それから、開設から20年を迎えることから記念行事を行うものとするというようなことが書かれております。そこで、20周年記念行事を何をやるのか。これも恐らく取締役会で諮っていないのではないかなという気がするのです。それで、例えば20周年記念をどういう形でどうやるのかということになると、予算に当然出てくるはずなのです。予算を見ますと、それらしきものが一つも入っていないのです。

それから、先ほども申しましたように、賄い材料費の減額に努めと、こういうことを書いておりますけれども、歳出で食堂賄い材料費、当初予算で1,550万円組んでおりますけれども、若干決算では減っておりますけれども、こういう賄い材料費で、どのような格好で賄い材料費を減額するのか。減額するとすれば、私が心配するのは、お客さんの食事の質が落ちるのかなというような気もするのですけれども、その辺もあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 答弁者にお伝えします。この本会議は、振興公社の社長、役員、この場には出席しておりませんので、答弁については市の担当課としての知り得た範囲内について答弁してください。

佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 1点目の部分でございますけれども、30期の予算関係の部分でございます。これらにつきましては、現場サイドでのこれまでの状況を加味しながら、30期に向けての部分での考え方との部分と、所管でありますうちとの部分の中でその内容について協議をし、取締役会のほうに、これは30期の部分の中でかけさせていただいております。確かに取締役の中からは、さまざまな収入の部分とか支出の部分の中での御意見はあったというふうに聞いております。

それから、抜本改革の部分でございますけれども、先ほどのHACのエアシステムの関係での御意見でございますので、これらにつきましては公社のほうに報告をし、取締役会のほうで論議していただくことといたします。

それから、先ほどの部分での29期の公表につきましては、3月での御質問でも公表するというので御答弁を申し上げさせていただきました。その前段の部分につきましては、どのようにするかということにつきましても、これも公社のほうに御報告をし、取締役会のほうで論議をいたします。

それから、賄い材料費等の関係での予算にこれも伴うものでございますけれども、これらにつきましては、昨年、運営事業所変わっておりますけれども、昨年早期の部分については、内部の把握の部分の中で取り入れなかった部分でございますけれども、今期の部分につきましては、賄い材料費につきましても、委託事業所がみずから、例えば山菜を取ってきたりとか、それから農家から良質な野菜を提供していただいたりとか、そのようなことを進めておりまして、賄い材料費のほうの経費減額に努めているところでございます。

先ほど議員からのお話があったような形での、利用者に対しての賄い材料費の部分での調整的なものではなく、良質なものを安価に取り入れ、それらを利用者に提供をしていくという形の中から賄い材料費の減額を図っていきたいということでお伺いをしております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 先ほど議長から発言がありましたけれども、私は担当者ということで、というのは、事務分掌の中に、産業課については振興公社の件についてという、事務分掌の中に入っているわけです。ですから、私は産業課が振興公社について管理、監督するのが当然だということで、それを踏まえて質疑をしているはずでございます。それで、30期については、取締役会に日にちははっきり答弁なかったのですけれども、2月27日に取締役会で協議をしたと。そして、いろいろ議論が出たと、こういう答弁でございますけれども、私は、この予算については、赤字であれば赤字のような予算を組んでも構わないというような考え方でございます。ということで、実際にこの予算執行をやるにしても、恐らく30期については赤字だというふうに、これはやってみないとわかりませんよ、わかりませんけれども、私の今までのいろいろなこの資料をずっと見せていただいておりますけれども、予算どおりいっていないのが現状でございます。

そういうことで、もし赤字になるのであれば、赤字の予算を組んでも差し支えないのではないかという気がいたしますけれども、その辺、この予算どおり執行できるのか、できないのか、その辺を最後にお伺いしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 予算の内容につきましては、先ほど若干御説明させていただきましたけれども、言うなれば前期、前々期等の数値を目標とした形の中でこれらの事業を遂行していき、それから経費の部分については、極力圧縮できるものについては圧縮をしながら、この収支計画に沿った形の部分について目標として努力してまいりたいというふうに思っております。

それから、今期につきましては、20周年事業の部分とか、それから、新たな部分での動きも若干出てきておりますので、それらの部分も期待しながら、公社の運営の安定化に図っていきたいというふうに思っておりますし、それらの部分につきましては、公社内の取締役等の中でも十分論議していきたいというふうに思っております。

失礼しました。予算どおりの執行ということでございますけれども、それらについては先ほど申し上げたとおり、これらの計画の部分为目标として遂行していきたいというふうな考え方から、このような形での計画をつくったということでございます。という形で、最大限努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 10分間休憩します。

午前11時07分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

質疑を続行いたします。質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 公社の関係については、私も昨年、この問題について質疑しておりますけれども、減価償却が計上されていないということで過去に何度か質疑をしております。そういったぐいから累積赤字が1億円を超えていると、これは昨年確認しております。そんなことから、市が株主として100%出資している関係から、今後振興公社の運営についてどうあるべきか、株主としての所見を伺っておきたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 振興公社の運営について、100%市が株主でございますから、これについては、過去にいろいろな経過の中で、現在、こういう実態の中での運営。一つには、その時点で5年を一つの目途としながら経営をしていくと。そういった中で経営自体が厳しい状況の繰り返しということで、いろいろ改善等も含めて進めてきているのが実態でございます。そういった中で、市としてもいろいろな制度の活用、そして、市のほうからの補助等も含めて経営を継続しているところでございます。

したがいまして、前回の3月定例会でもお話しいたしましたですが、24年度というのは、今後の経営についての抜本的な改革を含めた対策が必要であるということで答弁をしたところでございます。今回、23年度の決算も決定したわけでございますので、これは4月以降、それぞれ所管のほうには、29期の決算の事務と同時に、先ほど言った抜本的改革についての考え方も並行して現場との調整をしてほしいということで話をしておりまして、そういった意味で、現在、この決算状況は当然ではございますけれども、今後の抜本的改革についての検討も現場を含めてされているという考え方でおります。

株主の立場ということでございますから、現在、市内の利用者、また、いろいろな形の中で市民の皆さんの声を聞いておりますけれども、やはり必要な施設であるということで認識をいたしております。

したがいまして、この抜本的改革の案をもちまして、市民の皆さんに公表し説明をし、御意見をいただき、この振興公社が運営するチロルの湯の経営について十分意見を聞きながら、継続に向けて取り組んでまいりたいと、このように思っております。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 私も、このチロルの湯は市民のオアシスの場でもあり、また市民の交流の場でもあるということで、やはり運営をしっかりとって継続していただきたいという気持ちは恐らく市長と同じだと思います。

今、市長の答弁の中で、抜本改革の必要性があるという答弁でありました。そこで、そういうそれらの案をもって市民に公表して意見を募るということでございますが、今の答弁をお聞きしますと、この考え方、この抜本改革の案ですか、これはいつごろ着手して、そして市民に示されるか。一応株主としての考え方を、ここでもう一度所見を伺っておきたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 抜本的な考え方、これらについては、事務方のほうの現場を含めたところでは、この決算の整理をするのと同時に、並行して作業を進めてほしいということをお話しております。

もう一つは、建設してから相当の期間を要しておりますので、リフォームといえますか、そ

ういったことも必要になってくるのかなと思います。したがって、今後の経営継続の中では、そういったリフォームにかかる建設費の必要性も出てこようかと思っています。そういったものも含めまして進めてまいりたいと思いますけれども、今、今議会で、これの報告、また24年度の事業計画を提案したわけでございますけれども、これらをもとに早急に進めていきたいと思っております。住民の説明等も含めまして、どういう進め方になるかはあれですけども、できるだけ早い時期と言いましたけれども、住民への説明については、少なくとも8月いっぱいにはそういった計画をつくって住民に説明できる体制をとっていきたいと、このように思っております。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） ぜひ、今、答弁あったように、20年もたっていますから、リニューアルして再起を図って、新規のチロルの湯として売り出していただければ集客がさらに期待できるのではないかと考えております。そういうことを考えますと、今、市長が株主という立場で答弁されましたが、8月中の計画ですね、これはぜひ集客につながるような計画にしていきたいと思いますが、株主としてその辺、重要な立場でございますので、ぜひそこら辺を慎重に計画をさせていただきたいと思っております。そのことについて、最後の答弁をいただきたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） これまでの5年間の経営状況について、いろいろと、ある意味では市民の皆さんにもいろいろ御心配をかけた中での経営であったと、そういうふうに思っておりますし、市民の皆さんが十分納得できるような改善策を持って、市民の皆さんの意見を聞いていきたいと思っております。また、その間、また議員の皆さんにも、そういった時期が参りましたら、説明のできる機会もつくりながら議員の皆さんの意見もお聞きしてまいりたいと、このように思っております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 歌志内のシンボルであるこのチロルの湯につきましては、本当にみんなの憩いの場であり、本当にみんなで力を合わせて経営を改善していかなければならないというふうに強く思います。

先ほど原田議員から質問があった件で関連いたしますが、この取締役会というのが3回ここに記載されております。第1号議案、第1号議案、第1号議案と、3回とも同じ議案で開催されておりますが、私も民間で長いこと仕事をしまして、この取締役会の議事録をつくる際には、同じ議案でということは、今までかつて考えられないのです。これに対して、どういうふうに決まっていたかという細部についてのことが必ずあると思いますので、この提示を求めたいことと、あと、経営がこのように累積赤字がたくさんありますので、民間では毎月、損益計算書、貸借対照表というのがつくられております。歌志内振興公社におきましても、この取締役会が終わった後とか、例えば3カ月に一遍ほど、貸借対照表、損益計算書を提示していただくことはできないかということの提案と、それからちょっと私、余りよく細部についてわからないのですが、営業関係に携わる人数はどのぐらいいるのかということと、それから、送迎バスの事業についてなのですが、どこの範囲まで送迎を広めているのか、その部分についてお聞きしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 取締役会の関係でございますけれども、確かに、議案の部分につき

ましては、株式会社歌志内振興公社の運営ということでの議案、件名でございますけれども、これらの詳細の部分というのは、言うなれば、それまでにおけるの当期の状況……、（発言する者あり）。

取締役会の状況でございますけれども、これらにつきましては、その時期までの、その期におけるの運営の状況、言うなれば入館状況から売り上げ状況から、そういう部分の報告、それをもっての収支の状況についての今後の部分の対策だとか、例えば計画だとか、こういうものが話し合われているということでございます。ですから、件名については大きな件名としてなっておりますけれども、中身的な部分につきましては、それら細かい内容について広く論議をされていると。それから、29期の部分については、言うなれば、運営状況の悪化から3月への補正に関する部分での論議、これらが中心として運営状況を加味した形の中で話し合われたということでございます。

それから、損益、貸借対照表等の経理的な関係でございますけれども、これらについては毎月の形の中で、現場の中でつくられているという形でございます。それらをもって確認をし、速報値なり月報という形の中で報告が現場から上がってくるということでございます。

それから、営業の人数ということでございますけれども、従業員の、組織としては、専門に従業員という形の中では置いておりません。言うなれば、今、業務委託しておりますので、業務委託の中でオブザーバー的な部分もございますので、それらの中で営業活動を実質は行っているという部分でございます。

それから、我々のほうの所管でございます産業課の部分の中で、それらの部分について営業活動という部分までいくかどうかはあれですけれども、事あるごとにチロルの湯や、そのほかの観光施設等、それらについてのPR、それから、状況について行っているということでございます。

送迎バスにつきましては、基本的には、北のほうは旭川近郊、それから、南の方に行きますと札幌近郊、内容によっては千歳あたりまでの送迎をしているというようなことが実態というふう聞いております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 株主としまして、貸借対照表とか損益計算書、毎月と申しますか出てきているのであれば、それを見せていただいているのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 所管のほうには、毎月の形で損益計算書、貸借対照表については上がってくるという形になっております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 先ほどの送迎バスの件ですけれども、送迎バスでの人数というのはどれぐらい利用されているのでしょうか。

それから、今の損益計算書、貸借対照表というのは、これは議会で何カ月かということではできませんでしょうか。そういうことは難しいのでしょうか、報告という意味でも。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

---

午前11時32分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 取締役会、あるいはいろいろ会議の内容等を含めて、貸借対照表、そういったものを含めて、何カ月に1回だとかそういう取り決めはありませんけれども、こういった状況にありますから、できるだけそういったものについては市のほうに報告を求めてまいります。

今、湯浅議員のおっしゃった、基本的にはそれを議会に提示してもらえないのかという御質問だと思います。このことにつきましては、私のほうで議長と協議をいたしまして対応をしてみたいというふうに思います。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 送迎バスの関係での件数ということでのお話がありました。詳細の部分については、報告の部分の中で所管として知り得ている部分ということで御答弁申し上げたいと思いますけれども、23年度の実績として、宴会件数が97件という形になっておりますので、97件については送迎バスが通常利用されている件数かなというふうに思っております。そのほかに、宿泊が伴った形での送迎がございますので、これらのデータについては私どものほうではちょっと報告を受けていませんので、申しわけございませんけれども、宴会での送迎バスの利用件数だけの御報告といいますか、御答弁とさせていただきますかと思っております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） このチロルの湯は、市民の雇用の場所であり、そして憩い場所だと。同時に、一つの市町村に必ず一つ温泉施設があるというような状況で、なかなかその経営が苦しいものがあるのだと、どこの市でも、町でも、村でもある状況だと、今、実際思うのです。それらがすべて、ほとんどすべてが、まちからの補助金等でその年その年をクリアしていく、そんなような状況がどこの施設でも続いているのではないかなという思いでいるわけですが、このチロルの湯に関しても、一番の上手にいく方法というのは、この1に書かれている基本方針、これに示されているのではないかと思います。まずは、利用者の増員、これがもうすべてだと私は思うのです。それを公社のほうに働きかけて行って人を集めていく。それがもうすべてだと私は思うのです。そのことに対して、やはり歌志内市としても大いにかかわっていかねばならない状況にあると思いますし、先ほど理事者側からの答弁で、議会もという話がありました、我々もそれにかかわっていかねばならないものだと考えています。

今、歌志内市でいろいろなことが行われています。今まで考えられていないようなことも行われているのも事実です。例えば、スキー場で馬を引いてなんていうことがありました。ロビーでチェロの演奏がありました。そういったことによってリピーターを集める、あるいは集客を多くする、回数を多くすることによって宿泊客もどんどんふえていく、それがチロルの湯にもお客さんとして来ているのもこれは事実だと思うのです。要は、そこが一番大切ではないかと私は思うのです。

一番、チロルの湯に関してはちょっと物足りないなと思えるところは、PRだと私は思います。PR不足、まだまだあるのではないかと。恐らくそういったことも話し合いの中に出てこなければならぬ、あるいは、行政のほうから公社のほうへ問いかけていかねばならない内容ではないかと私は考えるのですが、そのほかにも、チロルの湯に関してはいいところもご

ざいます。ここに(3)に書かれているレストラン事業等ですか、今、正直、食堂の関係ではいい評判が立っています。私も何回か利用させていただいているのですが、前と違うなどという感じがあります。なぜ、そこをもっと利用する方々に、あるいはまだ利用していない方々にPRをしないのか、あるいは、してもらおうような措置を講じていかないのか、そこに何かまだ、上手にいかないような形があるのかなというふうな思いでもあります。

あと、多目的アリーナ、これは恐らく冬は大いに活用するでしょう。野外でのできないスポーツ、そういったものを活用できるでしょう。夏になると、どうしても活用するというのが少なくなっていくのではないかと思うのです。このチロルアリーナに限らず、裏山を使ってそんなような形になっていく、そして、お客を集めていく、そんなことも必要なのかなと、そんなような思いなのですが、そういった形での公社との連携についてお尋ねいたします。

○議長(山崎数彦君) 佐藤産業課長。

○産業課長(佐藤守君) 集客に伴う形でのPRでの不足とか、食堂の内容、それからアリーナの夏場の利用とか、それから裏山の自然等の活用というようなことから、総括的に議員のほうからでのPR不足に伴う連携がどうなっているのかなというふうな形での御質問かなというふうに思っております。

我々といいたしましても、所管として、利用者からの声だとか、それから庁舎内なりでの話し合われていることだとかという情報等、それから、所管として入手した情報等については現場のほうにお伝えをしながら協議をし、それらに取り組むという形になっている。先ほど言ったように、やはり私も食堂部門について、宴会や食堂、それから宿泊食、これらについては、先ほども若干触れましたけれども、調理人がかわったことにより29期の途中から非常に評判はよくなってきている。実際にその売り上げも伸びているという状況でございますので、これらについて一層それらの努力をし、改善も含めながら、この部分が一番の売りという部分の中で、お湯とあわせて連携をしながら、その部分を今後も積極的にPRしてまいりたいというふうに思っておりますので、これらについてやはりクチコミが一番、どうしても、よくても悪くてもクチコミの状況が一番お客様にストレートに伝わっていくという状況かなと思っております。これまでチロルは、正直言って料理の部分の評判が余り芳しくなかったというのが議員のほうでの耳にも入っていたのではないかなと思っております。これらについては、改善をされてきたかなというふうに思っておりますので、これらについて連携をしながら積極的にPRをしていきたいというふうに思っております。

○議長(山崎数彦君) 下山則義さん。

○4番(下山則義君) 連携をとりながら積極的にという答弁をいただいたかと思えます。

それと、先ほど施設の設備ですとか、その状況の修理等で改善していかなければならない、修理修繕をしていかなければならない。それによってその集客につなげていくというような答弁があったかと思えますが、例えば今年度は、チロルの湯ではどのようなところを修理修繕して、どこまで形づくりをしていくのか、そういった情報が入っているのであれば答弁を願いたいと思えます。

○議長(山崎数彦君) 佐藤産業課長。

○産業課長(佐藤守君) 施設の設備、修繕等でございますけれども、昨日からあすまで休館という形に現在なっております。これは定期的な形で、6月の第2週というふうに定期的に決めているものでございまして、これらにつきましましては、ボイラーとか、それから貯水槽とか、言うなれば法的に点検をしなければならない修繕、それに伴って修繕しなければならない法的な部分での修繕でございます。

それから、今後の部分での計画ということでございますけれども、先ほど市長からも答弁ありましたけれども、今現在、抜本的な形でのリニューアルを含めての計画という形での指示がありますので、これらについて今精査をしているという状況から、今年度はどこを具体的に工事をするということではなくて、法的な修繕と、それから、どうしてもしなければならない故障している部分についての、現在この休館中に工事を行っているというところでございます。それらを見きわめながら、計画の中で、それらについての修繕、改善について検討をしてまいりたいというふうに思っています。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第9号は、報告済みといたします。

### 議案第33号

○議長（山崎数彦君） 日程第7 議案第33号歌志内市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） ー登壇ー

議案第33号歌志内市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第253号）及び住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第113号）のうち、外国人住民に関する規定が平成24年7月9日から施行されることに伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

これは、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、外国人住民においても住民基本台帳法の適用対象となり、日本人同様に住民票が作成されることになるため、外国人住民に関する規定を整備するものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料で御説明いたしますので、定例会資料の1ページをごらん願います。

歌志内市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例に関する資料でございます。

1、歌志内市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正。（第1条関係）。

第2条は、登録資格の関係でございますが、住民基本台帳法の改正により外国人住民も住民票が作成することに伴い、外国人登録関係の文言を削除するとともに条文を整備するものでございます。

第5条は印鑑の登録でございますが、外国人住民につきましては、住民票に通称や片仮名が記録される場合につきましては、印鑑登録原票におきましても、通称、片仮名を登録するものでございます。

次のページに参りまして、第10条は印鑑登録の抹消でございますが、外国人登録法の廃止などにより、外国人住民に係る印鑑登録の抹消の規定を整備するものでございます。

第11条は、登録できない印鑑でございますが、住民基本台帳法の改正により外国人住民も住民票が作成されるため、通称、片仮名の取り扱いなどにつきまして規定するものでございます。

次のページに参りまして、2、歌志内市福祉医療費助成条例の一部改正（第2条関係）。

第3条は、助成の対象でございますが、住民基本台帳法の改正により、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となるため、条文を整備するものでございます。

次に、3、歌志内市手数料徴収条例の一部改正（第3条関係）。

別表の改正は、外国人登録が廃止されることに伴い、外国人登録に関する手数料の項目を削除し、表を整理するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

第1項は、施行期日でございます。この条例は、平成24年7月9日から施行する。

第2項は、歌志内市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正に伴う経過措置でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第33号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

### 議案第34号

○議長（山崎数彦君） 日程第8 議案第34号歌志内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西丸消防長。

○消防長（西丸強君） ー登壇ー

議案第34号歌志内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、御提案申し上げます。

提案理由は、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号）の公布に伴い、関係条文を整備しようとするものです。

次ページの本文に参ります。

歌志内市火災予防条例の一部を改正する条例。

歌志内市火災予防条例（昭和37年条例第31号）の一部を次のように改正する。

これは、危険物の規制に関する政令及び危険物の規制に関する規則の一部が改正され、これまで非危険物として消防法令等の規制対象外でありました炭酸ナトリウム、過酸化水素付加物が消防法上の第1類の危険物に追加されたことから、制定附則に規制数量の5分の1以上、規制数量未満の危険物の貯蔵、取り扱い等に係る技術上の基準について新たに経過措置を設けるものでございます。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明申し上げますので、定例会資料4ページをごらん願います。

附則第4項は、当該物質を貯蔵し、または取り扱う配管の構造に係る技術上の基準について一定の条件を満たす場合は適用しないこととされたものでございます。

附則第5項は、当該物質を収納する容器への表示について、施行日から1年半は適用しないこととされたものでございます。

附則第6項は、当該物質を貯蔵し、または取り扱う場所に関する技術上の基準について、一定の条件を満たす場合は、施行日から1年間は適用しないこととされたものでございます。

附則第7項は、当該物質の届け出について、施行日から半年間は適用しないこととされたものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。この条例は、平成24年7月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第34号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

### 議 案 第 3 5 号

○議長（山崎数彦君） 日程第9 議案第35号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ー登壇ー

議案第35号財産の取得について、御提案申し上げます。

下記により、物品を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。  
記。

1、名称・種類・数量、水槽付消防ポンプ自動車、I-A型、1台。

2、取得の目的、災害対応消防業務用。

3、取得の方法、随意契約。

4、取得予定価格、5,239万5,000円。

5、契約の相手方、札幌市東区北丘珠5条4丁目3番1号、田井自動車工業株式会社代表取締役、田井秀典。

提案理由は、水槽付消防ポンプ自動車の取得に当たり、予定価格が2,000万円以上であるため、法令及び条例の定めるところにより議会の議決を得ようとするものです。

なお、本件については、6月7日に指名競争入札を実施したところ、不落となったことから、地方自治法施行令に定めるところにより随意契約となったものであります。また、水槽付消防ポンプ自動車の仕様等の概要につきましては、定例会資料の5ページに添付していますので、御参照願います。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 今回の提案説明では、6月7日に指名競争入札をしたけれども、不調に終わったと、こういうことだと思います。それで、指名競争入札については、何社が入ったのか。それから、不調に終わったということでございますけれども、恐らく最低価格というのか、その業者と最終的に話し合いして随意契約になったのか。それから、この契約の相手方の田井自動車工業が最初から指名競争入札に入っていたのかをお伺ひいたします。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 指名競争入札でございますが、6社で実施をしております。それと、随意契約をした業者は最低入札価格の札を入れた業者ということで、田井自動車株式会社とその最低の札を入れた業者ということで、残った会社に対しまして了解をとりまして、この田井自動車さんと随意契約に至ったということでございます。したがって、田井自動車さんは、当初からの指名業者ということでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） この消防ポンプ自動車、これを運転する免許というのはどういう免許、例えば普通免許で運転できるのか。それと、これは、導入されれば、職員あるいは団員のどちらのほう为重点的に乗車するという想定なのか、その辺をお尋ねします。

○議長（山崎数彦君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） この車両につきましては、中型車両ということになっております。免許も中型免許が必要という形になります。運用する、署か団ということでございますが、これは消防署職員が運用する形となります。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 中型免許ということですが、今の職員の中で、この中型免許の有資格者は何人ぐらいおられるのか。それと、このポンプ車導入によって、前段、今破談になった状態の消防組合、これとの参入の関係に何か変更があるのか、その辺をお尋ねします。

○議長（山崎数彦君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） まず、免許の関係から御答弁申し上げます。

中型免許につきましては、公費で6名取っております。また、その他、ほか3名は自費で既

に取得しておりました。中型以上免許は9名の方が運転できると、今、そういう形になっております。

それと、組合の関係につきましては、購入したものについては問題はないと。これはあくまでも自賄いでございますので、当市のものについては当市で整備するという形になっております。

以上です。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第35号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 0時55分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

### 議 案 第 3 6 号

○議長（山崎数彦君） 日程第10議案第36号歌志内市過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第36号歌志内市過疎地域自立促進市町村計画の変更について、御提案申し上げます。

これは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により、歌志内市過疎地域自立促進市町村計画を別記のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、歌志内市過疎地域自立促進市町村計画のうち、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に係る事業内容に変更が生じたため、本計画の一部を変更しようとするものでございます。

この計画変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第12条の規定により、ソフト事業の実施に当たり、基金での運用を含み、過疎債を充当することが可能となっておりますが、活用にあたっては当該事業が市町村計画に記載されている必要があり、特に計画全体に及ぼす影響が大きな変更については議会の議決が必要となり、今回、次に御説明いたします事業について、継続的な事業に対する財源を長期にわたって確保するため、基金に資金を積み立て

運用することが必要なことから、計画の一部を変更するものであります。

次ページの本文に入りますが、定例会資料の6ページもあわせてごらん願います。

歌志内市過疎地域自立促進市町村計画の変更。

歌志内市過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のように変更する。

5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進（3）計画の表の事業名（施設名）の欄中、（7）過疎地域自立促進特別事業の事業内容欄の「高齢者等生活支援事業、歌志内市」の次に、次の一欄を加える。「子ども医療費助成事業（基金事業）、歌志内市」、これは、計画書の26ページの表を変更するものでございます。

次に、11、過疎地域自立促進特別事業計画一覧の表の自立促進施策区分の欄中、4、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の事業概要の欄の「高齢者等生活支援事業（略）、歌志内市」の次に、次の一欄を加える。「子ども医療費助成事業（基金事業）、中学生以下の医療費無料化により、子育て支援の充実を図り子育て世代の定住化を図ることができる。歌志内市」これは、計画書の40ページの表を変更するものでございます。

以上、追加する事業につきましては、本年4月より、子供の保険の向上と子育て支援の充実を図るため、これまでの就学前の乳幼児等を対象としてきた医療費の助成制度を中学生まで拡大し、医療費自己負担額を全額助成する市の単独制度であり、この計画変更により財政的に有利な過疎債を充当することが可能となり、今年度中に担当所管において起債申請など手続が進められることとなります。

なお、法律に基づく北海道との事前協議につきましては、本年5月31日付で計画変更について異議がない旨の通知を受けております。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） ちょっとお尋ねというか、確認させていただきますが、この助成事業に対して該当世帯、歌志内で何世帯ぐらいになるのか。それと、申請の手続手順の関係、これの周知だとか、その関係についてお聞きしておきたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 該当世帯につきましては、ちょっと今、資料をお持ちしてありませんが、周知につきましては、子ども医療費の関係でございますので、広報等で既に周知しております。また、該当者につきましては市のほうで把握できますので、個別に通知しております。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 該当世帯のわからないというのは、全く概算もわかりませんか。ということは、わかっていなければちょっとおかしな話だと思うのですよ、提案しているのですから。

それと、広報のほうの周知はわかっておりますが、個々にも、一応該当世帯にも周知をしたということですが、やはりこれから、いろいろな新しい施策なので、それで恐らく該当するほうも手続手順が中にはわからない方もいるのではないかというふうに考えるのです。行政サイドからは単純にこうこうしていますよと言っても、受ける側は意外と手続手順というのはわからないものなので、そこら辺はやはりしっかりとしたことをしてあげないと、そこがやはり一番心配なところなのです。いい政策やっても、該当がするかしなかわからないでいる方も、中には、過去にもそういう類がありますので、そこら辺やはりしっかりとした所管で対応して

いただきたいと思ひます。その件について。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 子ども医療費の部分につきましては、昨年の12月、この部分の条例の改正をしております。それで、施行につきましては4月1日ということで、3月中に該当世帯にすべて通知しております、その部分につきましては申請を既に終わっております。そして、人数の部分につきましては、ちょっと今、予算の資料を持ってきていなかったのですが、当初、予算策定したときの資料では、49名分を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。（発言する者あり）

松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 申しわけありません。手続わからない方もいらっしゃるのではないかと思いますけれども、その部分につきましては、対象者はわかっておりますので、申請に来ない方につきましては、こちらから出向くなり、電話で依頼するなりして、この部分につきましては全員手続が終わっております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第36号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

### 議 案 第 3 7 号

○議長（山崎数彦君） 日程第11 議案第37号空知教育センター組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第37号空知教育センター組合規約の変更について、御提案申し上げます。

提案理由は、空知教育センターの事務所の移転等に伴い、空知教育センター組合規約を変更する必要があることから、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

空知教育センター組合規約の一部を改正する規約。

空知教育センター組合規約（昭和43年4月26日地方第691号指令）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の7ページを

ごらん願います。

第5条中「滝川市緑町3丁目6番21号」を「滝川市文京町4丁目1番1号」に改める。空知教育センターにつきましては、昭和43年の設置以来44年を迎え、施設の老朽化や耐震性などが課題となり、構成24市町で検討した結果、土地の所有者である滝川市に土地を返還するとともに、施設を無償譲渡の上、同市が本年8月までの整備を目指している旧北海道滝川高等技術専門学院跡の施設を活用した滝川市教育支援センターに移転し、一部賃貸することが費用面でのメリットが大きいとして、平成23年11月開催の同センター組合議会第2回定例会で承認されたところであり、これに伴い、このたび規約の一部変更を行うものであり、第5条につきましては、事務所の位置を、滝川市緑町3丁目6番21号から滝川市文京町4丁目1番1号に変更するものであります。

附則を附則第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

第2項、平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間における第4条第1号の事務に関する経費の負担金の分賦の割合については、第15条第2項第1号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1号、滝川市の分賦の割合、第4条第1号の事務に関する経費から、空知教育センター組合格約の一部を改正する規約（平成24年 月 日施行）による改正前の空知教育センター組合格約第5条の規定による事務所に係る施設の解体に要する経費（当該施設の所有権の移転後において当該移転の相手方が負担することとなる当該解体に要する経費として組合と当該相手方が協議して定める額をいう。以下「施設解体経費」という。）を控除した額について2分の1。

第2号、滝川市以外の組合市町の方賦の割合、第4条第1号の事務に関する経費に施設解体経費を加えた額の2分の1について、平均割30%、人口割35%及び教職員数割35%。

附則の変更につきましては、規約第15条に規定する構成市町の負担金の割合にかかわらず、現行規約の附則に2項を加え、解体費を平成25年4月1日から平成31年3月31日までの6年間で負担できるように変更したいとするものであり、第1号は、滝川市の負担金の割合を、第4条に規定する事務に関する経費から現行施設の解体費を控除した額について2分の1とする変更であります。

第2号につきましては、滝川市以外の構成市町の負担金の割合を、同じく第4条に規定する経費の2分の1について、平均割30%、人口割35%、教員数割35%としたいとするものであります。

本文の附則に参ります。

附則。

この規約は、空知教育センター設置条例の一部を改正する条例（平成24年空知教育センター組合条例第1号）の施行の日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第37号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

### 議案第38号

○議長（山崎数彦君） 日程第12 議案第38号平成24年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ー登壇ー

議案第38号の一般会計補正予算につきまして、御提案申し上げます。

議案第38号平成24年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）。

平成24年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,688万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億8,208万1,000円とする。

2項は、省略いたします。

4ページをお開き願います。

事項別明細書の歳出から御説明いたします。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費8節報償費50万円の増額補正は、名誉市民の明円高志氏御逝去に伴う弔慰金であります。2目企画費19節負担金補助及び交付金5,000円の増額補正は、過疎債の第2次配分による増額に伴う全国過疎地域自立促進連盟北海道支部負担金の増であります。

次に、3款民生費1項社会福祉費3目障害者福祉費20節扶助費150万円の増額補正は、利用事業所の増に伴う障害者自立支援対策推進事業の増であります。4目国民年金費13節委託料42万円の増額補正は、税制改正に伴う国民年金システム改修委託料で、歳入の国委託金により全額措置されます。

5ページをお開き願います。

4款衛生費2項清掃費2目ごみ処理費12節役務費2,000円の増額補正は、本年12月にエコバレー歌志内から譲渡予定の東光最終処分場に係る損害保険料であります。

13節委託料3,717万3,000円の増額補正の内訳は、東光最終処分場に係る落石防護施設整備調査委託料、遮光性マット更新及び車庫等新築設計委託料が373万6,000円、東光最終処分場管理委託料が2,104万6,000円、文珠地区土砂災害に係る土砂分別委託料が1,239万1,000円であります。

14節使用料及び賃借料5万5,000円の増額補正は、東光最終処分場に係る土地借上料であります。

15節工事請負費1,438万9,000円の増額補正の内訳は、給水管漏水に伴う上歌最終処分場給水管改修工事が25万5,000円、文珠地区土砂災害に係るごみ搬入に伴う上歌最終処分場改修工事が276万2,000円、東光最終処分場改修工事が1,137万2,000円で

あります。

なお、エコバレー歌志内から譲渡予定の東光最終処分場は、中・北空知廃棄物処理広域連合から焼却灰を受け入れるため、管理委託料ほか、この最終処分場に係る経費については同連合が負担することになります。

次に、7款1項とも商工費2目産炭地振興対策費19節負担金補助及び交付金8,680万円の増額補正は、新産業等創造事業助成金の増で、内訳は、サービス付高齢者向け住宅運営事業が3,660万円、水耕栽培ビジネス参入事業が5,020万円であります。定例会資料8ページに、これら事業の概要を添付しておりますので御参照願います。

6目観光費19節負担金補助及び交付金30万円の増額補正は、市民まつり実行委員会に対する補助金で、花火打ち上げ経費を助成するものであります。

次に、8款土木費1項土木管理費1目土木総務費19節負担金補助及び交付金1万円の増額補正は、石狩川流域圏会議負担金であります。

7ページをお開き願います。

9款1項とも消防費1目常備消防費18節備品購入費10万円の増額補正は、文珠地区土砂災害復旧作業において破損した消防用特殊長ぐつ10足分の購入費であります。

次に、10款教育費6項保健体育費3目体育施設費18節備品購入費131万1,000円の増額補正は、フロアカーリングの競技用具であるフロッカーセット15組の購入費で、市民体育館、公民館、児童館等に配備するものです。なお、本事業は、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業に内定されております。

次に、15款1項1目とも予備費431万6,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものです。

続きまして、事項別明細書の歳入を御説明いたしますので、2ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳入）。

13款国庫支出金3項委託金2目民生費委託金1節社会福祉費委託金42万円の増額補正は、国民年金システム改修に伴う国民年金事務費の増であります。

次に、14款道支出金2項道補助金2目民生費補助金3節障害者自立支援対策推進費補助金135万円の増額補正は、利用事業所の増に伴う事業運営安定化の増が45万円、移行時運営安定化の増が90万円であります。

次に、18款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金2,000万円の増額補正は、前年度繰越金の一部を予算計上するものです。

次に、19款諸収入4項8目10節とも雑入1億2,511万1,000円の増額補正は、歳出と関連しており、新産業等創造事業助成金の増に伴う空知産炭地域振興助成金の増が8,680万円、中・北空知廃棄物処理広域連合焼却灰処理負担金の増が3,701万1,000円、次ページに参りまして、フロアカーリング競技用具購入に伴うコミュニティ助成事業助成金の増が130万円あります。

以上で、議案第38号の一般会計補正予算の事項別明細書を含めての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 若干、質問事項が多いので、ゆっくり質疑をいたしますので、よろしく願いいたします。

まず、2ページの歳入の雑入の中で、中・北空知廃棄物処理広域連合焼却灰処理負担金3,7

01万1,000円は、歳出と連動していると思いますけれども、歳出のどの部分かを教えてくださいたいと思います。

次に、5ページのごみ処理費の工事請負費の災害土砂分別委託料1,239万1,000円は、なぜ全額市費で負担しなければならないのか。この件につきましては、4月25日の行政委員会で現地視察をしたときの建設課長の答弁では、川から上げた土砂については後日、道で処分すると聞いておりましたが、いつこのように変わったのか。また、分別した土砂ごみはどこに捨てるのか。なお、この予算については、衛生費ではなくて災害復旧費ではないかというふうに思いますけれども、いかがなものでしょうか。

それから、同じ5ページの上歌最終処分場改修276万2,000円は、どのような理由で、どのような工事の内容なのかをお伺いしたいと思います。

次に、6ページの観光費の市民まつり実行委員会の補助金でございますけれども、これは提案理由で花火ということをお伺いいたしました。いずれにしても、市民まつり実行委員会に交付する補助金だと思います。これは、たしか財政健全化計画で市民まつりの経費については削除した経緯があると思います。これを復活したとすれば、他の補助金との整合性はどうか。また、今後、各実行委員会、いろいろありますけれども、イベント等を実施する場合、補助申請を出したらすべて認めていただけるのか、お伺いをしたいと思います。

次に、6ページの商工費の産炭地振興対策の負担金補助及び交付金の地域振興プロジェクト事業について伺いたいと思います。

まず、空知産炭地域振興助成金の性格でございますけれども、この助成金は旧基金と新基金がありまして、旧基金はもう既に終了したと思いますけれども、新基金については5市1町がそれぞれ7億5,000万円活用できる基金であって、市の予算で言えば、財政調整基金などの積立金と同じような性格のものであると私は考えております。そのような考え方でよいのか。なぜ、このようなことを質疑するかといいますと、各5市1町に割り当てられた資金であるので、万一、いろいろな事業が失敗したら、助成金とは言いますけれども、結果として市が財産を失い、損失をこうむるということになると思います。そのような考え方でよいのか伺いたいと思います。

また、5市1町でそれぞれ、当初7億5,000万円が割り当てられたと思いますけれども、今現在で歌志内市の残額はどの程度になっているのかを伺いたいと思います。

次に、新産業創出にかかわる事業に用途が限定されている新基金は、使い勝手が悪い、使い勝手をよくしてほしいと、6市町の要請にこたえ、道は昨年秋に運用基準を緩和いたしました。どのような事業が追加、緩和されたのかを伺いたいと思います。なお、当市の新産業創造等事業促進条例のかかわりで言いますと、どの部分なのかも伺いたいと思います。

次に、北海道産炭地域センターでは、各市町から上がってきた助成金の審査に当たっては、部外者も入れた審査会で審査をしているように伺っておりますけれども、当市の場合、条例第4条第2項にあるように、どこで審査をしているのか。このような重要な事業は、正式な審査会をつくって審査をすべきでないかと思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。

それから次に、資料に基づき質疑をしたいと思っております。この資料については、ページ数が入っていないものですから、ちょっとなかなか質疑をしづらいのですが、まず第1に、両事業所とも、事業所の所在地が記入されておりませんが、ケア・サポートについては文珠の亀田商店の跡だと聞いておりますけれども、ティ・エスフードは全く聞いていないのですけれども、場所はどこになるのでしょうか。

次に、事業期間は、ケア・サポートは24年4月1日から9月30日まで、ティ・エスは2

4年5月1日から24年7月31日となっておりますけれども、この事業期間とは何なのかをお伺いしたいと思います。

次に、これからティ・エスについて伺いたいと思います。生産された収穫物は、協力企業である農業生産法人アド・ワン・ファームが全量買い取るようになっておりますけれども、確約されているのかを伺います。また、株式会社アド・ワン・ファームとは、どのような規模の農業生産法人なのか伺いたいと思います。

次に、水耕栽培については通年栽培でございますが、養蜂事業についてはどこの場所でやるのか。生産・販売計画を見ると50箱の3回とありますけれども、冬期間はだめだと思いますけれども、実際に3回の採蜜は可能なのか。また、現在までやっておりました札幌市の個人の業者との関連はどうなるのかをお伺いしたいと思います。

次に、有限ティ・エスフードシステム社の信用調査は当然終わったと思いますが、どの程度の会社なのかをお伺いしたいと思います。

次に、ティ・エスについては、歌志内支店（営業所）を24年度中に設立予定とありますけれども、事業所と同じ場所なのか、あるいは農業生産法人になるのかを伺いたいと思います。

次に、高断熱エアークラス間口10.8メートル、奥行き92.0メートル、平米でいうと994平米の302坪程度になると思います。外装フィルム（2層）云々とありますけれども、どのような建築物なのか。また、これを建築することによって、建築確認申請は要するのか、固定資産税はどのようになるのかを伺いたいと思います。

次に、アド・ワン・ファームが水耕栽培の技術指導をしてくれることになっておりますけれども、これも確約はとってあるのか。研修派遣とか、栽培指導等となっておりますけれども、当市のハウス栽培に常駐していただけるのかをお伺いしたいと思います。

次に、事業スケジュールを見ますと、5、6、7月となっておりますが、実際いつから始まるのかをお伺いしたいと思います。

次に、事業計画がおくれているので、当然、生産・販売計画も違ってくると思います。初年度の1,373万4,375円は達成されないと思いますが、初年度でどの程度見込んでいるのか。そうすると、2年目、3年目以降の数字はこれでよいのか。

以上、いっぱいありましたけれども、順次御答弁をお願いをいたします。

なお、先ほども言いましたように、我々、これについては、3回の質疑の権利しかございませんので、的確な答弁をお願いをいたします。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 私のほうからは、災害土砂と最終処分場の関係について御答弁申し上げます。

最初に、3,711万円の歳出連動との部分でございますが、内訳としましては、5ページの保険料、全国市有物件災害共済保険料、この2,000円、あと、委託料の中で調査設計委託料373万6,000円、あと、管理委託料2,104万6,000円、あと、使用料、賃借料の土地借上料5万5,000円、あと6ページに参りまして、東光最終処分場の改修1,137万2,000円、これに人件費分の事務費として80万円、合計しまして3,701万1,000円となっております。

それと、2番目の御質問にありました、1,231万円、全額市でなぜ負担しなければならないのかということでございますが、当初、災害土砂につきましては、土砂として歌志内市が土砂置き場を提供いたしまして、北海道が処理する方向で調整をしておりました。しかし、土砂の中には大量のごみが混入しておまして、これらが混入している状況では、土砂として認定

するに至らなかったことから、北海道と協議をした結果、一般廃棄物であるという判断をいたしました。

したがいまして、廃棄物処理法にのっとりまして、当市が一般廃棄物であります災害土砂の処分を行うということになったものです。当初、4月25日部分のときには土砂として処理できるのではないかとということで、運搬については全部北海道のほうで行ってもらおうということでしたが、5月14日の時点で、一般廃棄物であれば、全量をそのまま埋立処分場に持っていくのか分別するのは市町村の判断になりますので、市のほうとしては分別するという判断をいたしまして、5月14日に、市のほうで処理を行うというふうに判断をしております。

それと、3番目の分別した土砂、ごみはどこに処分するのかということでございますが、この部分につきましては、既に土壌検査を終わらせて、旧文珠の埋立処分場に今保管しております。分別した後に、ごみについては上歌のごみ最終処分場のほうに埋めます。あと、土砂につきましては、そのまま文珠の埋立処分場に一時仮保管をしまして、覆土材として年数をかけて、最終的には上歌の最終処分場といいますか、処分場のほうで使いたいというふうに思っております。

あと、衛生費ではなく災害復旧費ではないかとということでございますが、この部分につきましては、全量を一般廃棄物として処理するか、また分別するかにつきましては、これは市町村の判断になっております。今回、分別するという判断をいたしましたので、それにつきましては、災害だから分別するというのではなくて、一般廃棄物を減量するという判断をいたしますので、衛生費ということで計上されております。

それと、上歌の工事の部分でございますが、その部分につきましては、今回、大量のごみを受け入れする関係から、ガス抜き管と集水ます、これをかさ上げする必要があります。この部分の工事の合計が276万2,000円ということでございます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 先ほど、市民課長の御答弁いたしましたが、衛生費で見ていた、予算計上したものが災害復旧費ではないかと、土砂の分別委託料ですね。これについては、災害復旧費の位置づけとしましては、あくまでも土木施設に関する災害復旧費ということで位置づけされておりますので、それぞれの復旧に伴う作業等につきましては、それぞれの款で、目的別の款で持つというようなことが通常であります。

それと、あと何点目かの御質問だと思うのですが、観光費で市民まつり実行委員会に対する花火の助成金の関係でございますが、健全化計画で市民まつりの補助金は廃止したと、言うとおりでございます。それで、健全化計画の後、徐々に財政状況も好転の兆しがある中、平成21年ごろから補助金の見直しも図っているということでございます。それは、毎年の予算編成の中で各補助団体からの決算関係、また繰越金の状況などを勘案した中で是正を図ってきているということでございます。

それで、市民まつりにつきましては、全くの全額補助の打ち切りということなものですから、今回、花火の経費についての補助の申請が来たということで、庁内で検討した結果、歌志内市民の楽しみにしているお祭りということもありますし、補助金の支出は当然の成り行きということで考えておりますし、また、補助申請を出したら、すべての補助金が認められるかという御質問ですが、それはやはり、市役所の中でその補助金の目的なり効果なりを十分申請書の中身を点検いたしまして決定をしていくというようなことで、通常の補助金の考え方でござ

います。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 助成事業に関する部分での御質問についてお答えを申し上げます。

助成金の、まず1点目の部分で、助成金の性格ということでございますけれども、新基金の新産業創造事業等のこの基金につきましては、民間事業者等が行う本市における新たな産業の創造等に資する事業の促進、それによって本市の振興に資することがなり得るものという形での目的を持って助成を行っているものでございます。

7億5,000万円の部分の基金積立の関係でございますけれども、平成22年度から6事業、これまで申請を受け付け、助成を交付しているところでございます。これまでの部分では、助成額1億7,660万円、残額は5億7,340万円、それに今回の2事業が申請をしているという状況でございます。

失敗したら云々という、損失をこうむることになるかということでございますけれども、これまでの対象事業につきましては、順調に推移をしているという状況でございます。事業でございますから、遂行においてどのようなことが起き得るかという部分はありますけれども、事業申請内容を精査しながら、それらについては、市の所管での審査とセンターでの審査会を経ておりますので、事業内容については、それらの中でいろいろな形の中で審査をされているというふうに思っております。

それから、新基金の使い勝手が悪いということでの6市の要請に対して、緩和をされ、どのような事業があったのか、当市ではどの部分が該当するのかということでございます。新産業として、企業誘致が盛んに進んでいる地域におきましては、それらの事業でこの助成事業を活用することが可能でございますけれども、進出企業等が伴わない地域におきましては、なかなかこの助成事業が使える内容が伴わないというようなことから、助成率の緩和を要望したところでございます。

また、その助成内容については、各市町において、どのような形のプロジェクト事業が対象となるのかということで、当市におきましては観光事業を一つの柱としております。そのため、昨年、スキー場改修事業につきましては、この新産業創造事業の助成事業を活用させていただき改修を行ったところでございます。

それから、審査会の関係での部分でございます。センターにおける審査会につきましては、大学教授や中小企業の関係、それから銀行の役員さんとかの形での審査を受けているところでございます。市としては、所管のほうで各企業から上がってきました事業内容に市長への決裁を経て、センターへの申請という形をしているところでありまして、庁内で審査会については設けておりません。

それから、事業所の関係でございます。

水耕栽培事業、養蜂事業の場所はどこかということでございますけれども、水耕栽培につきましては、東光にあります旧ゴルフセンター跡、空知炭礦から借地いたしまして、そちらに建設をするという形でございます。

養蜂事業につきましては、これまで同様、市内3カ所の中で採蜜事業等を行っておいりましたので、その部分と、新たに今回借地いたしました旧東光ゴルフセンター跡にも置く予定でございます。

事業期間の部分でございますけれども、工事関係については道からの決定通知を待つという部分もございしますが、事業の審査会審査後につきましては、着手する内容についても事

業内容としてはございます。そのようなことから、4月1日なり5月なり、具体的に本事業の遂行のためのいろいろな形での打ち合わせとか、それから発注とか、そういうものについては既にスタートしている内容もございます。

工事関係については、今週、あるいは明週の頭には決定通知が届くと思いますので、その後、工事に関してはかかる予定というふうにお聞きしております。

それから、ティ・エスフードにおける水耕栽培における生産した野菜等の確約についての協力企業との関係ということでございますけれども、提携とか、それから契約とかという形は結んでおりませんけれども、これまでアド・ワン・ファーム、それからホッコンさんとは、長年のお付き合いの中からこのようなお話がされ、両者の共同企業的な形で事業をやっていくという中で、これらについての生産されたものの取り引きについてはお約束をされているというふう聞いております。

それから、養蜂事業の部分での事業関係でございますけれども、事業計画といたしましては、約50箱を3回という形での事業計画になっておりますけれども、これまでの試験栽培においても、採蜜事業の回数は約3回から4回でございます。この部分につきましての採蜜について、量の問題は別として、可能かというふうに思っております。

また、通年という考え方は、北海道の中で行われますので、春先から秋までにおける採蜜事業という形での収穫をして、終了をしていくという形でございます。その後におきましては、転地養蜂等の部分もございますので、言うなれば養蜂事業者に箱を預けるという形で、また春もらうというような形での転地養蜂を基本に考えているということでございます。なお、一部は、これまでも過去から行っております越冬事業も行っておりますので、それらもテスト的には少量で行っていききたいというふうな考え方を持っているようでございます。

それから、信用調査の関係でございますけれども、これにつきましては、企業誘致情報として、当課のほうで企業訪問に際し、帝国データバンクとかとの部分での信用調査を行っておりますので、この企業に対して、また、協力企業に対しても信用調査を行っております。調査内容につきましては、企業の情報でございますので、答弁については申しわけございませんけれども、割愛をさせていただきたいというふうに思っております。

支店につきましては、決定通知後、なるべく早い時期に支店のほうの登記等を行っていききたいというふうに考えているということで報告を受けております。農業生産法人ではなく、今回の有限会社ティ・エス・フードシステムの支店というような形での設立を考えているということでございます。

ハウスの関係でございますけれども、建築物については確認申請を要しない建物であるということで道への照会もし、回答を得ているところでございます。固定資産につきましては、償却資産という形になりますので、その部分ではかかるのかと思いますが、申しわけございませんが、この部分について確認はしておりませんけれども、償却資産という形になるというふうに訪問時聞いておりましたので、かかるものというふうに思っております。

指導関係の確立でございますけれども、現在までの状況で企業からお聞きしている内容では、水耕栽培に係る指導者の部分につきましては、神内ファームさんのこれまで事業を行っていた方が技術責任者の立場で会社のほうで入られるということでございますので、その方の指導をもって事業が進行されていくものというふうに思っておりますので、社員として常駐という形になります。

また、養蜂につきましても、これまでの個人事業家につきましては、この企業の中に入りまして、養蜂部門の責任者という立場の中で、水耕栽培事業とあわせて事業を行うという形でご

ございます。

実際、いつから始まるかということでございますけれども、ハウスの建設には約一月ぐらいかかるというふうにお聞きしております。ですから、土工工事が終わったと同時にハウスを建てられるように、現在、準備を進めているということで、事業計画となるべく差異のないような形から、栽培が可能になるような形での準備を行っているのと。

また、その苗の部分でございますけれども、苗を水耕栽培で植えるという形になりますので、その苗を育成する期間の部分については、協力企業との間において作成をするなどし、その期間がゼロからスタートではなくて、ハウスができた時点で水耕栽培のベッドといいますか、施設の、棚のほうに、ベッドと呼ぶのですけれども、そちらのほうに置けるような形で、言うなればタイムラグが少しでも少ない形の中で行われるように協力企業と連携を図られているというふうにお聞きしております。

生産・販売の売り上げ、おくらしているのか、初年度の見込み、後段についてはどうなのかという部分でございますけれども、今回の部分につきましての初年度のおくらにつきましては、前段今申し上げたような関係から、協力企業との連携により、なるべく計画どおりの形での初年度での収穫見込みを思っているところでございますけれども、これらについては計画どおりに進められることを期待をしていきたいというふうに思っております。

後段についても、これらについて事業計画の中で、さまざまな、天候等にもいろいろな左右される部分もありますので、企業といたしましては事業計画に沿った形の中で調整をされるものというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩します。

午後 1時58分 休憩

---

午後 2時07分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

先ほどの議案第36号について、谷議員の質問について、理事者より訂正の申し出がありますので、これを許可いたします。

松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 大変失礼いたしました。先ほど、子ども医療費の関係の人数の部分で、一部助成の方の考え方にちょっと間違えがございました。訂正させていただきます。一部助成の方を含めまして、就学前の児童が106名、小学生が126名、中学生が66名、合計で298名です。訂正させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（山崎数彦君） もう1点です。原田議員の質疑に対して答弁漏れがありますので、理事者の答弁を求めます。

佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 大変申しわけありません。御質問の中で、農業生産法人アド・ワン・ファームの企業規模ということでの御質問がありました部分について答弁漏れがございましたので、答弁させていただきます。

農業生産法人株式会社アド・ワン・ファームにつきましては、札幌の丘珠に農場を持ち、また、豊浦にも農場を持っておりまして、ハウス面積といたしましては3万1,140平米を有する企業でございます。この企業におきましては、農業特定法人という形の中で、農業経営基盤強化促進法にのっとりまして、これまでも農地の刈り入れなど、札幌市丘珠において、また豊

浦において、新規に農地参入をし、これまで順調に売り上げを伸ばしており、23年度の売上高としては約2億6,000万円を有している企業でございます。それらの企業との技術指導提携など協力をいただきながら研修等を進め、栽培指導を行い、本事業を遂行していくものでございます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 再質問をさせていただきます。ちょっと聞き取れなかったところもあるものですから、再質問でまた同じことを聞くかもしれませんが、お許しを願いたいと思います。

実は、前半ですか、4点ばかりはわかりました。

次に、地域振興プロジェクトの関係でお伺いをいたします。私は、これは答弁がなかったのですけれども、空知産炭地域振興助成金の性格について、私はこう思うのだけれども、私の思っていることに間違いがないのかと。それから、後段のほうで、失敗したら云々ということがありましたけれども、私はこの企業も含めて言っているのですけれども、万一失敗したときは、助成金とはいいますが、結果として市が財産を失い損失をこうむるのではないかと。ということは、前段で、私はこの新基金はこう思っていますけれども、どうなのだという問いなのです、ですから、それに対して、あなたの言うことは間違っているよと、こうなのだよと、その基金はこうなのだよと言えばまた違うのですけれども、その辺また答弁をお願いしたいと思います。

それから、次に、新基金の使い勝手が悪いので、道では要請に基づいて追加で緩和しましたよと、こう言っているのです。それで私が言ったのは、市で歌志内市新産業創造等事業促進条例というのを18年度12月27日、条例第41号でつくっていますよね。それで、この条例を見ますと、別表、第3条関係、新産業創造等事業、それから、この表で書いてありますけれども、確かに条例で、こうこうこういう事業については該当になりますよと言っているわけです。それで、私がお聞きしたいのは、昨年秋に道で緩和をしたと、こう言っているわけです。だから、その緩和をしたのはどのような事業が該当になるのかと。それで、該当になるとすれば、この条例を改正しなくてもいいのかと、こういうことなのです。

それから、次に、私の聞いたのは、地域振興センターではその部外者を入れて審査会をやっていますよと、だから、歌志内市においても、こういう重要な事業で、先ほども言いましたように、基金の問題も、助成金の問題もあるのですけれども、このような重大な事業を審査するときには、市として審査会をつくるべきではないかということを行っているわけです。これに対して、答弁がいろいろありましたけれども、肝心の答弁がございませんでした。

それから、次に場所の問題ですけれども、ゴルフセンターの跡地ということでちょっと聞かえたのですけれども、そうしますと、このゴルフセンターに、委員会では一部民間の土地がかかっているのです、今、二つの考え方がありますよと。一つは市有地ですよと、一つは一部民間の土地がかかっているのだけれども、そちらのほうも検討していますよということの委員会の説明だったと思うのです。そして、ゴルフセンターということで決まったのであれば、ゴルフセンターの跡地というのは、これは全部民間の土地だと思うのですけれども、その辺を確認します。

それから、もし民間の土地であれば、土地代を今度進出する業者が持つのか、市が持つのか、その辺もお伺いしたいと思います。それで、私もあそこ、ゴルフ場ができたときに何回も練習に行きましたけれども、ここで言うハウスの大きさですね、間口が10.8メートルの奥行

きが9.2メートル、確かにあそこは奥行きは9.2メートル間違いなくありますよね。だけれども、間口が10.8メートルですか、それで今の計画では、3年目に3棟建てると、こういう計画ですよ。そうすると、あそこの土地に3棟建つのかと。

それからもう一つは、養蜂事業についても50箱と言いましたね。50箱で、あそこでやるというような、私、答弁だったと思うのですけれども、間違ったら指摘をしてください。

それで、一つ、その養蜂事業については、ここの会社がやるのではなくて、どこかの違う会社に養蜂事業の箱を預けると聞いたのですけれども、その辺はもう一度お伺いをしたいと思います。

それから、アド・ワン・ファームですか、技術指導をやってくれると。ということは、確約されているのですかと言って聞いたら、そういうことは聞いておりますという答弁だったと思うのですけれども、聞いておるのではなくて、あなたたちが会社から申請が出てきたときに審査をしてセンターに上げたわけですから、こういうことが出てきたら、当然、このアド・ワン・ファームというのですか、ということを審査の段階で確認するのが本当でないかというふうに考えます。その辺、もう一度お願いをいたします。

それから、事業計画がおくれているので、本当に、初年度で何ぼだったかな、ページ数打っていないものだからなかなか大変なのですよ、これ。工事が5、6、7ですか。それで、初年度が1,373万4,375円の生産・販売計画になっていますよね。それで、実際に先ほどの答弁では計画どおりにいくようにしたいということなのですから、やるとすれば、できれば7月いっぱいハウスが建って、それから、やるとすれば本当にこれだけの、初年度で販売計画になるのか、その辺もちょっと、私としてはこんなうまくいくのかなという気がするのですけれども、その辺、もう一度お願いをいたします。

それから、どんな建物なのだと聞いていますよ。外装フィルム2層云々とあるけれども、このハウスはどんな建物だと。建物の内容はちょっと聞かなかったのですけれども、確認申請は要らないということでもございましたね。それで、去年か、おととしかな、柴田課長、よくわかっていると思うのですけれども、阿部主幹もいたかな。それで、私にシイタケの栽培のときに、そういう希望の業者がいるのだけれども、ということで、ハウスはこうこうこうだよということで言ったら、柴田課長は確認申請が要りますと、こういう話でしたよね。それで、その業者は確認申請を取るとすれば、ハウスに金かかるわけですから断念をしたと、こういうことで聞いているのです。

ところが、このハウスで確認申請が要らないとすれば、どこでどう決まったのか。それで、せっかくこれ上砂川の業者ですけれども、そのときに柴田課長にも言いましたけれども、上砂川でハウスつくっているけれども、確認申請なんて取ってないよということまで私言ったはずなのです。ところが、絶対要るということだったので断念をしたと。せっかくそういう業者がいたのに、逃がしたというのか、それ一言でやめたと、こういうことになったのですけれども、それはどこでどのように変わったのか、答弁をお願いしたいと思います。

とりあえず、それでよろしく申し上げます。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） まず、助成金の関係でございますけれども、新産業の創造事業としては、議員も御承知のとおり、各種事業内容、いろいろな形で、食や観光、バイオから、さまざまな生活関連産業、それから産業基盤としての整備事業だとか、その他産業の創造事業というような形でございます。

それで、地域における新産業としての企業、興す企業という形の部分の中でそれらがこの制

度事業との合致の中でいけば対象事業として認められるという形になろうかなと思っております。それで、申請に関しての緩和という部分でございますけれども、これまで基盤整備事業については、行政が行うものについて10分の9の助成事業として、これまで基盤整備事業として事業を行ってまいりました。先ほど議員がおっしゃったとおり、基盤整備事業はすべてのまちが使い切っておりますので、期限つきでございますので使い切っております。そのため、これまでまだ使い切っていない新産業創造事業のうち、市町が行う事業についても、基盤整備事業と同様の形で、その他新たな産業の創造、市長が特に認めるというような形の中での設備ということでの事業として認めるということに緩和をされたことから、当市においては観光事業ということを基本にし、これまで、神威岳、それから、昨年ではチロルの湯のボイラー整備、これらについても、この新産業創造事業のうちの旧基金、旧基盤整備事業と内容的には同様のようなものも助成対象という形で緩和をされ事業を行ったところでございます。

振興センターの部分での審査会の関係でございますけれども、確かに当市において、庁内において、審査という部分については行っておりません。先ほど申し上げたとおり、所管において企業とのやりとりの中から申請を受理し、市長の承認を得てセンターへ交付申請を行うという形をとっております。

先ほども申し上げましたけれども、審査会においては、大学の教授だとか、中小企業診断士とか労務士、それから銀行の関係の方とか、もちろん同センターの方も入りますけれども、そういう方々の部分からの審査を受けるという形の中で行われておりますので、それらで十分審査をされ、事業についての内容については審査をされているというふうに思っております。その決定については、重く、否決される場合もございますので、それらについてその中で十分審査をされて審議を受けているかなというふうに思っております。そのため、当面、その形で本市においての中で、審査会について、現在のところ設けるという形は思っておりません。

それから、場所の問題でありますけれども、これについては、空知炭礦さんの所有地でございますので、空知炭礦さんと今回の申請事業者であります企業さんとにおいて契約を結ぶという形になっております。

それから、3棟建つのかという部分でございますけれども、これにつきましては、既に測量が終わっておりますので、十分3棟建つ部分のスペースがあるというふうに確認をしております。

それから、養蜂事業の関係で、預ける云々という部分でございますけれども、私のほうの御答弁が言葉足らずだったかと思っておりますけれども、これまで商工会議所が中心となって行っておりました養蜂事業につきましては、言うなれば当地において定置養蜂という形で採蜜が終了した後については、越冬をし、翌年に備えるという形の養蜂事業でございました。今度は企業としての事業で行いますので、すべてその形の中において定置養蜂で行った場合については、すべての蜂がもし死滅したというようなことになれば、新たに蜂を購入するというリスクが伴いますので、冬期間においては養蜂事業家に預け、そして春になって受領するという形での事業展開によってリスクの軽減を図ると。ただし、これまでの養蜂事業で培ってきました越冬技術もさらに確立していくということで、少量の部分においてはテスト的に行っていきたいという考え方を持っているようでございます。

それから、アド・ワン・ファームの技術指導の部分でありますけれども、私のほうで聞いておりますというのは、企業同士の契約等で取り交わしは行っておりませんが、私もこの企業に対しては何度もお邪魔しておりますし、両者、それから神内ファームさん等もお会いしておりますけれども、これらの部分で、訪問時において技術指導を行う、それから、資材の提

供とかにおいて協力をしていくというお言葉がありましたので、それらについては、十分それらについてこの企業に対してのこれまでのおつき合い等の部分の中からされるものと思っておりますし、既に技術指導は実際受けているという状況でございます。

それから、計画のおくれ、おくれという部分がありますけれども、基本的に7月末をハウスの完成計画としております。先ほど申し上げたとおり、土台の部分での基礎がない埋め込み式のハウスでございますので、これらについては、約1カ月間で中の装置を含め、建設の部分での期間というふうにお聞きしておりますので、現在のところ、さほどおくられているというふうには思っておりませんし、既に資材等の発注は済まされているというふうにお伺いしております。

それから、建物の関係でシイタケ栽培事業とのハウスの部分でございましたけれども、今回の園芸施設の中に入るのですが、施設概要の形としては、パイプを骨組みした屋根側面についてもフィルムでつくられている構造であるということ、これがシイタケ栽培のハウスとは違うという前提がございます。そのため、建築物の定義の取り扱いといたしましては、ビニールの屋根が容易に外せるとか、それから、簡易な形での資材の部分であるというようなことから、農業用ビニールハウスの取り扱いについては、確認申請を要しない建築物として扱うという部分について、北海道のほうと協議を行ったと、協議といたしますか、確認をしたということでございます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

---

午後 2時32分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 済みません、何点か答弁漏れがありましたので、申しわけございません。

事業の失敗によって、言うなれば損失を伴うということになるのかということでございますけれども、対象事業経費のうち3分の2については助成、そのほかの部分の3分の1以上の部分については事業での負担でございますから、事業を行う申請者においても、それらの覚悟においてこの事業計画をもって行われるというふうな形になると思います。

しかしながら、事業で行っていくことでございますので、さまざまなことが起こり得るということは想定できない部分もあるかなというふうに思っています。それらの条項においては、助成金の部分が損失をするということもあり得るというようなことから、財産を失うことになるのかなというふうには思っております。

それから、申請緩和の部分の条例改正が必要かどうかという部分でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、新基金での条例改正の中で、その他市長が特別という形の中で、この部分については、これまでも、先ほど言ったように、神威岳の事業におきましても、それから公社におきますボイラー整備につきましても、この中で申請を行っているということでございます。そのため、改正は必要ないというふうにとらえております。

それから、土地の部分につきましては、先ほど言ったかなと思うのですが、空知炭礦さんの土地でございます。それを企業同士で借地契約を結ぶという運びになっております。

それから、間口の関係でございますけれども、3棟ハウス、将来的なハウスの部分も含め3

棟を建てられる部分については、既に測量を行って確認をしております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 私は、失敗したらどうのこうのと言っているのではない。先ほども言ったのですけれども、私はこの空知産炭地域振興助成金の性格について聞いたのです。それで、私がこう思っているのだけれども、私が思ったことについて間違いないのかと、あなたの思っているのは違うよと、こういうことを聞いているのですよ。そして、その後段として、そういう性格のものだから、例えば失敗したらこうではないかいということを知っているのです。

もう一回言います。空知産炭地域振興助成金の性格について、この助成金は旧基金と新基金があつて、旧基金は終了しましたけれども、新基金については、5市1町がそれぞれ7億5,000万円活用できる基金であつて、市の予算で言えば、財政調整基金などの積立金と同じような性格のものであると私は考えているのですけれども、そのような考え方でよいのですかと、こういうことを尋ねているのです。だから、私の考えていることが間違いなら間違いですよと、基金はこういうものですよと、それを言ってもらいたいのですよ。それで、私はそういうふうに考えているから、先ほども言ったように、なぜこういうことを聞くのかなということを知っているわけです、私。そして、そういう資金であるので、万一失敗したら、助成金とはいふけれども、結果として市が財産を失い損失をこうむるということになると思うが、そういう考え方でいいのですかということを知っているのです。

だから、私が勝手にそう考えているわけですから、勝手にというより、いろいろ勉強してそういうふう考えたのですけれども、そのような性格のものでないですかということを知っているわけでございます。

それから、これも答弁漏れだと思うのですけれども、養蜂事業で、現在、これは商工会議所がやって3年間補助を出して、たしかこの振興センターからも補助金もらっているはずなのですよ。それで、云々で、これ、私、質問した経緯があるのですけれども、それで、札幌の個人というのかな、の人が、今やっているわけです。それで、今度養蜂事業をやるとすれば、その人との関連はどうなるのですかということを知っているのです。それで、23年6月かな、6月の議会で、遠心分離器といったかな、これをその札幌の業者に無償譲渡しているのです。耐用年数もあると思うのですけれども、無償譲渡しているのです。その条件として、23年度以降も歌志内の中で蜂蜜を販売していただけるということを確認して、その機械を無償で譲渡したと。ですから、私はやはり、そういうことであれば歌志内のブランドとして売ってもらうのは一番いいことですねということを知ったら、そうだとすることで答弁しているのですよ。

だから、その関連がどうなるのかということを知っているのです。だから、最初申し上げましたけれども、3回という限定がありますから、きちんと答弁をしていただくと、2回も3回もすることないのですよ。その辺を今後ともよろしくお願ひしたいと思ひまして、最後ですから、それだけ聞いておきます。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 現在残っている新基金については、議員も非常にお詳しくわかっているかなと思っておりますし、この空知、それから釧路における貴重な財源として積み立てられ、7億5,000万円を各市町が有効に使われる事業として使うことを目的とされている貴重な財産であると思っております。

また、先ほど申し上げたとおり、当然、さまざまな状況はありますけれども、その助成事業

の部分において、もしや失敗したということがあれば、その助成金については損失という形になるということから、議員のお考えのとおりかなというふうに思っております。

それから、養蜂事業の関係でございますけれども、これまでについては、商工会が中心となった試験的栽培、それからその後、個人事業者との連携によってこれまで推移して養蜂事業を進めてまいりました。このたび、水耕栽培事業と、それからこれまで行ってきた養蜂事業家が今度の企業の中に、養蜂事業者部門として本申請企業に雇用をされて、養蜂事業の部分と、もちろん水耕栽培も同時にやっていくわけですから、企業としての一社員として事業を遂行していくということでございます。

そのような連携の中から、これまでやっておりました採蜜事業はもとより、化粧品やドレッシングなど、そういうふうな形の付加価値の商品についても企業として御検討をしていくということでございます。そのため、ですから、養蜂事業家については、これまでの個人で行っていたものが企業に参入し、それらによって行っていくと。今後についても当市の中で販売等もちろん行っていきますし、その他の事業についても検討をしていくということでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 産炭地域の助成事業について、ちょっと質疑させていただきます。

ケア・サポート21さんなのですけれども、11室つくる予定と書いています。それで、初年度からとりあえず11室埋まる予定になっての計画書になっているのですけれども、もう既に入りたいなという人が何人かいるのか、ちょっと確認したいのと、初年度の雇用の面で、生活相談員ということで書いています。この生活相談員というのはどういうことをするのかお聞きしたいというのと、ティ・エスフードさんなのですけれども、年に販売数量、約49万3,000株ぐらいの数量ということで書いています。この数量で、雇用の人数ですか、管理部かな、何年かで6人ということで書いています。この数量とこの雇用の人数というのは適正なのか、何か少ないような感じもしないでもないのですけれども、それが聞きたいのと、あと、2年後にまた2棟ハウスを建てるということになっています。そのとき、またこの助成金ですか、これでまたやることになるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

4点ですね、お願いします。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） ケア・サポートにおけますサービス付高齢者向け住宅の運営事業の関係での2点かなというふうな部分でございますけれども、入居希望者が現在のところどの程度いるのかということでございますけれども、今のところ、事業者から聞いているのは5名から6名ということでございます。それで、現在、今、市内及び近隣等に営業等で行っているという状況でございます。

それから、相談員の部分での、どのようなことを行うのかということでございます。入居者におきます状況把握、それから生活相談、これらが基本的な形になるかなというふうに思っております。また、例えば買い物に出かけるだとか、そういうふうな形での生活における部分を補うというような形が中心という形での相談員としての役目かなというふうに思っております。

それから、ハウス栽培における事業計画によります年間のとれる株数というようなことでございますけれども、通常、約10回から、年間でいきますと12回ぐらい、これまでの先ほどありましたアド・ワン・ファームという協力企業では採取されている状況でございます。それ

で、初年度については途中からという部分もありますので、約8回ぐらいがとれるのではないかというようなことから、これらの部分での日数と、植える株数を掛けたものでございます。

それから、雇用面でのこの事業を行う規模としての人数としては、少なくはないのかということでございますけれども、ハウス事業につきましても、さまざまな軽減とか、それから管理設備とかが、年々確立をされていき、少ない人員によって栽培ができるという形のシステムを効率よくつくられてきているという状況から、協力企業でありますアド・ワン・ファーム、それから、類似施設のほうも見ましたけれども、棟数によっての人員としては適正な形での人員ではないかというふうに思っておりますし、少なくはないというふうに思っております。

それから、2年後に2棟の一応計画を持っておりますけれども、これについても対象事業として申請が上がった場合については、助成を認めていくという形の中で、この事業をさらに拡大をして行っていきたいというふうな部分について支援をしてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ケア・サポート、五、六人の入居者ということで、これは歌志内の方か聞きたいのと、あと、先ほどのティ・エスフードさんの助成金、あとの2棟の助成金ですね、それが6,140万円ぐらいになっているのですけれども、上がってくれば、申請があれば、その分助成するというところでよろしいですか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 入居者の関係については市内の方というふうに聞いております。

それから、ハウスの増棟の部分でございますけれども、現在のところ、2年後に計画を持っておりますけれども、これらの部分については、事業の推進状況によりまして変わる場合もあるかなと思いますけれども、現在のところは、1年目につきましては途中からの事業開始になりますので、約1年ほどの事業状況を見ながら、2年後といえますか、現段階からすれば3年後になりますけれども、それらの中でさらに拡大という形での設備投資を行っていきたいという事業計画をこの企業は持っているということでございますので、その時点において再度助成対象としての審査等を行いながら、問題はないという形であれば、事業拡張ですから、これらについては雇用とかも伴ってまいりますので、助成をしていきたいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第38号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

散 会 宣 告

○議長（山崎数彦君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午後 2時49分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      山    崎    数    彦

署名議員      川    野    敏    夫

署名議員      原    田    稔    朗